

環境まちづくり委員会

令和6年4月 26日

1 請願審査

- (1) 請願 6-1 都市計画地区計画二番町地区地区計画(変更)に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願

2 陳情審査

- (1) 新たに送付された陳情

送付 6-22 学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

送付 6-23 異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

- (2) 継続審査

送付 5-14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

送付 5-18 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

送付 5-19 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

送付 5-21 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

送付 5-22 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

送付 5-23 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

送付 5-24 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

送付 5-25 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

送付 5-26 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

送付 5-30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

送付 5-31 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

送付 5-39 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

送付 5-41 (1)二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

送付 5-42 外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

送付 5-45 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

送付 5-46 二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第 16 条第 1 項の公聴会の開催を求める陳情

送付 5-47 二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

送付 5-48 二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情

送付 5-49 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

送付 5-52 二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

送付 5-53 二番町地区計画早期変更に関する陳情

参考送付 教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情

送付 5-54 都市計画法第 17 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情

送付 5-55 「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5-54)」に関する追加の陳情

送付 5-56 都市計画法第 17 条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

送付 6-3 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

送付 6-4 外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

送付 6-8 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画(変更)に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情

送付 6-9 神田警察通りⅡ期工事に関する陳情

送付 6-10 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

送付 6-11 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

送付 6-14 神田警察通り道路整備工事、2 期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書

送付 6-15 神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情

送付 6-18 千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めている陳情

3 報告事項

- (1) ウォークアブルなまちづくりの取組みについて(プレイスメイキング等の実証実験について)

【資料】

- (2) 地域まちづくりの動向について

【資料】

4 その他

環境まちづくり委員会 請願6-1

都市計画地区計画二番町地区地区計画（変更）に関する意見書を収集する方法について調査をお願いする請願

受付年月日 令和6年1月25日

請願者 提出者 1名

紹介議員 岩田かずひと

千代田区議会議長 秋谷こうき様
紹介議員

令和6年1月25日

岩田かすひと

請願者：

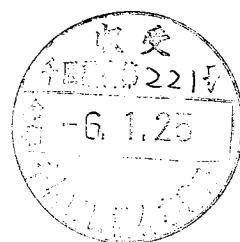
都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する

意見書を収集する方法について調査をお願いする請願

都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）について、都市計画法17条2項に基づき、2024年1月5日から1月19日に意見募集がありました。

それに関して、2024年1月6日に、二番町町会の町会長名義で町会員に対して町会の封筒を使用し、「反対の方に負けないように意見書を出していただきたい」などと賛成の意見書の提出を求める文書を出されておりました。当文書が町会の同意を得たものかは不明です。そもそも町会は、千代田区の補助金交付団体であり、公正な立場が求められます。

公正な立場であるべき補助金交付団体である当町会の町会長の立場で賛成の意見書提出を呼びかけたことの影響は大きく、その影響を受けて提出された意見書については有効性に疑問があります。こちらについて、議会として早急に調査を実施し実態を明らかにすると共に、都市計画法17条2項に基づく意見書のやり直しをして頂きたい、よろしく願いいたします。



以上

環境まちづくり委員会 送付6-22

学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

受付年月日 令和6年4月19日

陳情者 提出者 1名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳情書

2024年04月19日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

件名 学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

陳情者 氏名 (名)

〒

住所

電話

理由

名建築家により手がけられた1928年開業の『学士会館』を保存し、未来を見据えたまちづくりを進めることは、賛成です。東京大学発祥の地、同志社大学の創始者新島襄先生生誕の地、震災復興建築としても日本文化発祥の地としても、保存すべき価値あるものです。白山通りの拡張計画とともに、隣地との共同開発になったことも理解・賛同し、当再開発計画の成功と地域の発展を願っております。
一方で近隣に対する情報が極めて不足しています。2024年1月23日に初めて計画が公表されましたが、①学士会館旧館を東側へ7m曳家し保存する事②SC神田錦町三丁目ビルは解体し新建築物を建設する事③区道を廃止し北西から南東へ抜ける遊歩道に付け替える事の3点しか表明されませんでした。
2024年4月8日には隣接する当マンション住民向け説明会に於いて新築建築物の高さ・階数・アウトラインの概要が初めて開示されましたが、その他に関して何ら説明されていません。新築建築物の立体図に至っては、プロジェクターで投影されただけで、資料として配布すらされなかったのです。
また、住民の質問について『まだ千代田区に申請・協議中で、何も決まっておらず、お答えできません』という回答を繰り返すばかりで、再開後の詳細が全くわからず、残念なことに再開事業者の誠意も感じられませんでした。このような不十分な説明では、再開事業者は近隣住民に対する責務を十分果たしているとは言い難く、我々の不安が払拭されるよう説明する責任があります。
更に、直近に迫っている解体工事についても住民からの質問で説明会が行われる運びとなりました。つきましては、以下の7点について、確認をお願いします。

- 1) 学士会館と新築建築物のレイアウトについて
当マンションの目の前に110mの高層建築物が建つことになるが、ビル風・日照がどの様に影響するのか具体的に提示頂きたい。
2) 新築建築物の高さ(110m予定)について
当マンションは建築当初、環境アセス(98m)に配慮し97.6mに抑えて建築したが、新築建築物は既得権のある当マンションに対し、どの様に配慮されているのでしょうか。
3) バリアフリー対応について
新築建築物に計画されている遊歩道・広場は、色々な箇所かなりの段差があり、その配慮が全くされておりません。バリアフリーについての基本的な考えを示してください。
4) プライバシー対策について
当マンション西側には白山通りを挟んで、小学館社屋が建っています。小学館が建替えた時、プライバシーにご配慮頂き、窓の大きさを最小限に小さくして頂きました。当該新築建物は、当マンションのプライバシーにおいてどの様な配慮を頂けるのでしょうか。
5) 遊歩道について
北(神保町駅)から南(神田税務署)にかけてビルを突き抜ける遊歩道を計画されていますが、ビルの中を突き抜けるため死角が発生し防犯上好ましいとは思えません。
6) 景観の統一について
北側(神保町駅前)は近隣ビル(テラススクエアと神田スクエア)と同様にオープンスペースを広く取り、極力南側に寄せて町の景観を統一して頂きたい。
7) 手順手続き及びスケジュールの提示について
まだ検討中という説明が繰り返されていますが、決まってからでは調整ができません。現在は行政のどの部署とどのような条例に基づき手続きを行い、今後はどのような条例の手続きとスケジュールで行うつもりなのか、提示頂きたい。早いうちに話あえば、それだけ調整の余地が大きくなります。我々の不安が払拭されるまで十分な説明をした上で建築計画を決めて頂きたい。

以上

ご指摘した7点を議会でもご確認頂き、再開事業者との「実のある」話し合いの場を設ける様、区議会として要請して頂きたくお願い致します。

- (注意) ※ 1 [] を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

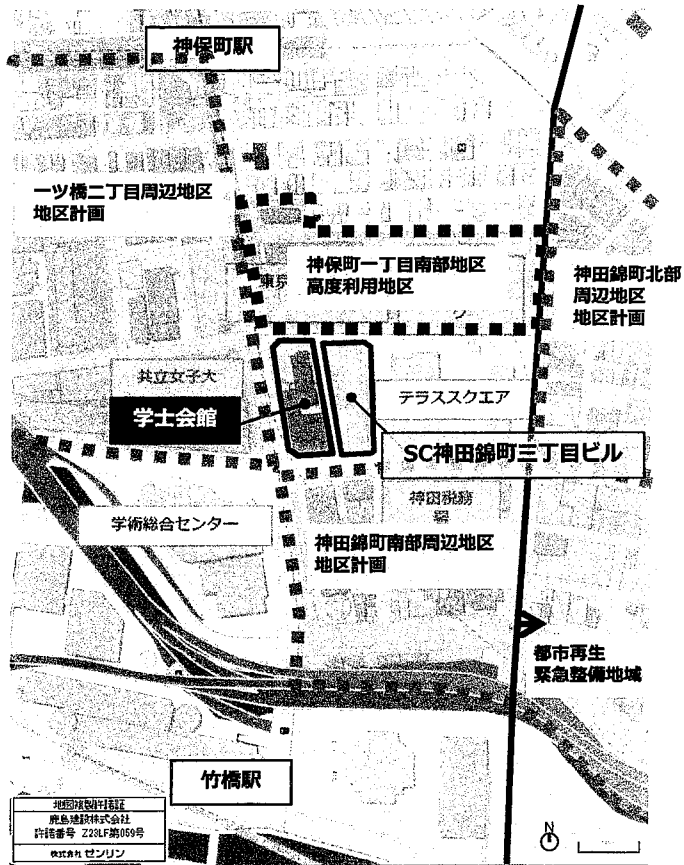
事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社

事業協力者 鹿島建設株式会社

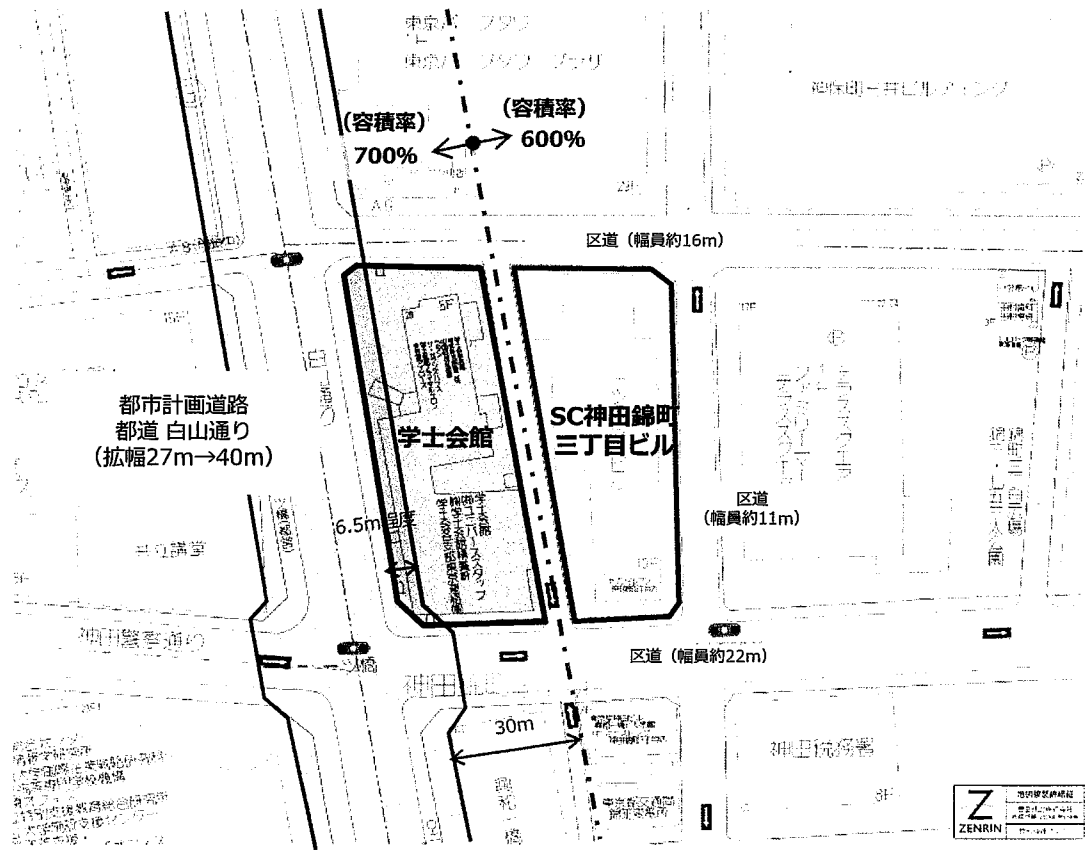
総合企画 株式会社イム都市設計

位置図

広域



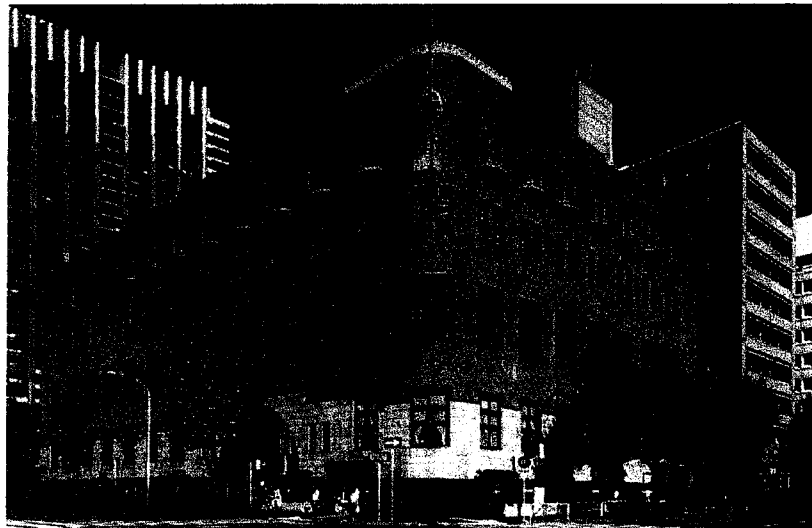
位置図



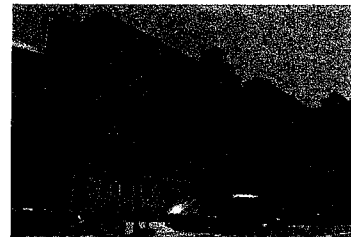
計画地の現況

学士会館

- 学士会館は、関東大震災後に建築された震災復興建築であり、旧館は1926年に着工、1928年に開業し、新館は1937年9月に増築開業した。（延床面積 旧館約5,700㎡、新館約3,640㎡）
- 旧館の建築を推進したのは、日本の耐震工学を確立した佐野利器であり、日本橋高島屋や帝国ホテル新本館などを手掛けた高橋貞太郎によって設計された。また新館は、藤村朗によって設計された。
- 2003年1月に国の登録有形文化財に登録され、歴史的価値を継承するために今後もこの学士会館を保存していく必要があると位置付けされている。



南西側から見た学士会館旧館



北西側から見た旧館（右）と新館（左）



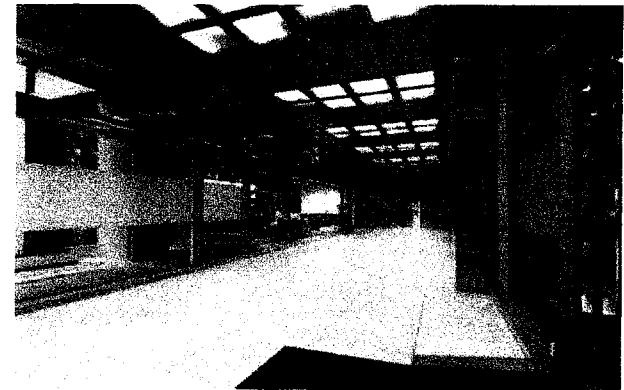
学士会館階段広間

SC神田錦町三丁目ビル

- SC神田錦町三丁目ビルは、1979年に竣工した地上11階・地下3階建て、延床面積約22,000㎡のオフィスビルである。
- 住友商事が土地・建物を取得し、現在は住友商事のグループ会社が主に複数のテナントとして入居している。



SC神田錦町三丁目ビル 外観



SC神田錦町三丁目ビル内観（エントランス）

まちづくりの観点から留意すべきもの

■「千代田区都市計画マスタープラン」における位置づけ

- ・ 神田錦町地域において、以下のまちづくり方針が示されている。

- ・ 落ち着いたや風格ある景観
- ・ 多くの人々が憩えるオープンスペース
- ・ 大規模災害発生時には、帰宅困難者を受け入れられる機能を持つ防災拠点

- ・ 白山通りと神田警察通りは、以下のまちづくり方針が示されている。

【白山通り】

- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 回遊性と滞留性を持たせた快適な歩行空間
- ・ 緑の骨格として重点的な緑化

【神田警察通り】

- ・ 緑豊かで歩行者や自転車などの移動しやすい環境
- ・ 回遊動線を強化

■「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地は「歴史・学術ゾーン」に区分され、以下のまちづくりの方針が示されている。

- ・ 道路から人の気配が感じられるような沿道空間の設え
- ・ コーナー広場の形成
- ・ 緑や歩行空間の面的なネットワーク
- ・ 地域の歴史や文化を象徴するデザインの尊重

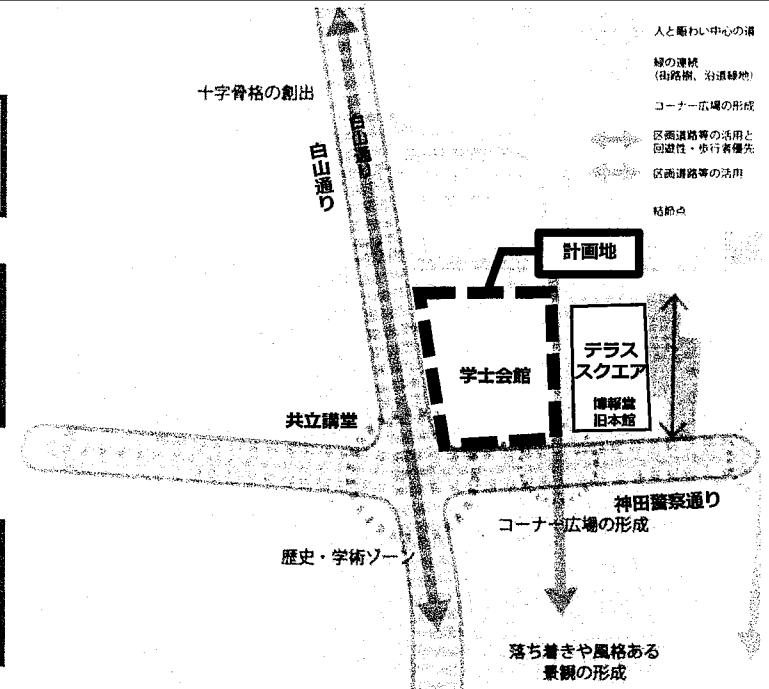
■「千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地周辺は、以下の景観まちづくりの方向性が示されている。

- ・ 景観資源を保全、活用
- ・ 景観資源を結ぶ歩行路のネットワーク
- ・ にぎわいと風格をもった街路景観

■「都市開発諸制度」における位置づけ

- ・ 地域の活力やにぎわいを生み出す機能集積を誘導し、生活や就業の場として、地域における拠点性を高めていく「活力とにぎわいの拠点地区群」
- ・ 地域特性を最大限活用し、地域の魅力を一層向上させる機能として、育成用途の設置が必須



景観まちづくりにおいて重要な建物



学士会館
国登録有形文化財に登録



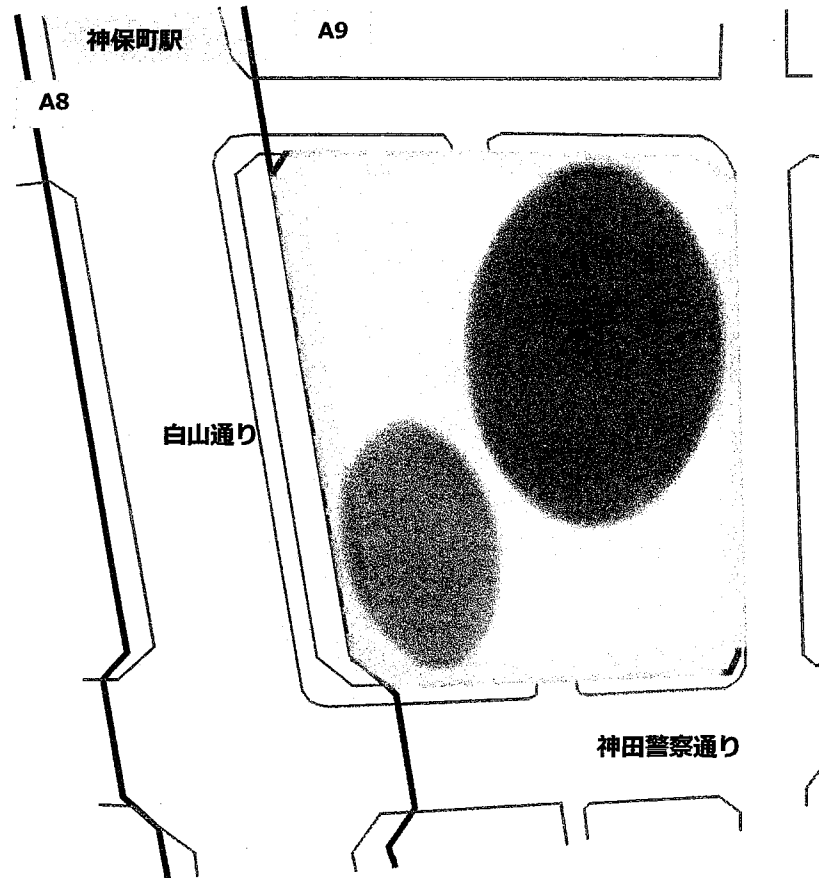
共立講堂
千代田区景観まちづくり重要物件に指定



博報堂旧本館
テラススクエアの開発によって外観を一部復元(2015年4月竣工)

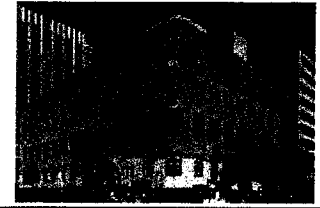
本開発によって実現するもの

■整備イメージ



歴史的建造物である学士会館の保存

- 国の登録有形文化財である学士会館の旧館を曳家保存することで、隣接する共立講堂、博報堂旧本館とともに歴史を感じさせる風格ある街並みを形成する。



オープンスペースの整備

- 計画地内に北西から南東に連続するオープンスペースを設けることで、神保町駅から神田警察通りへと賑わいを誘導するとともに、歩行者ネットワークを形成し地域の回遊性向上を図る。



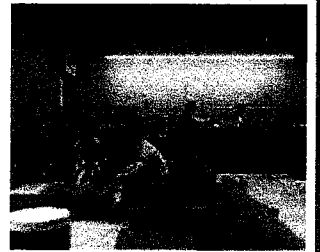
緑のネットワークの形成

- 街路樹と調和した沿道緑地を確保することで、緑のネットワークを形成し、良好な景観形成を図る。




賑わい創出・防災性向上に貢献する施設

- 学士会館との親和性に配慮しながら、地域の拠点となる付加価値の高い施設を整備することで、日常的な人の往来を生み出し、地域の賑わい創出を図る。
- 災害時の帰宅困難者受け入れにも対応できる防災機能を備える。



事業スケジュール（予定）

- 令和6年初旬 学士会館保存活用事業説明会
- 令和6年春頃 SCC神田錦町三丁目ビル解体工事説明会
- 令和6年夏頃 SCC神田錦町三丁目ビル解体工事着手
- 令和6年末頃 学士会館閉館
- 令和7年初旬 早期周知説明会
(千代田区建築計画の早期周知に関する条例)
- 令和7年春頃 中高層説明会
(東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例)
- 令和7年夏頃 新築工事説明会
- 令和7年秋頃 新築工事着手
- 令和11年度 竣工



【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

(07) x 6 x 2

(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社

事業協力者 鹿島建設株式会社

総合企画 株式会社イム都市設計

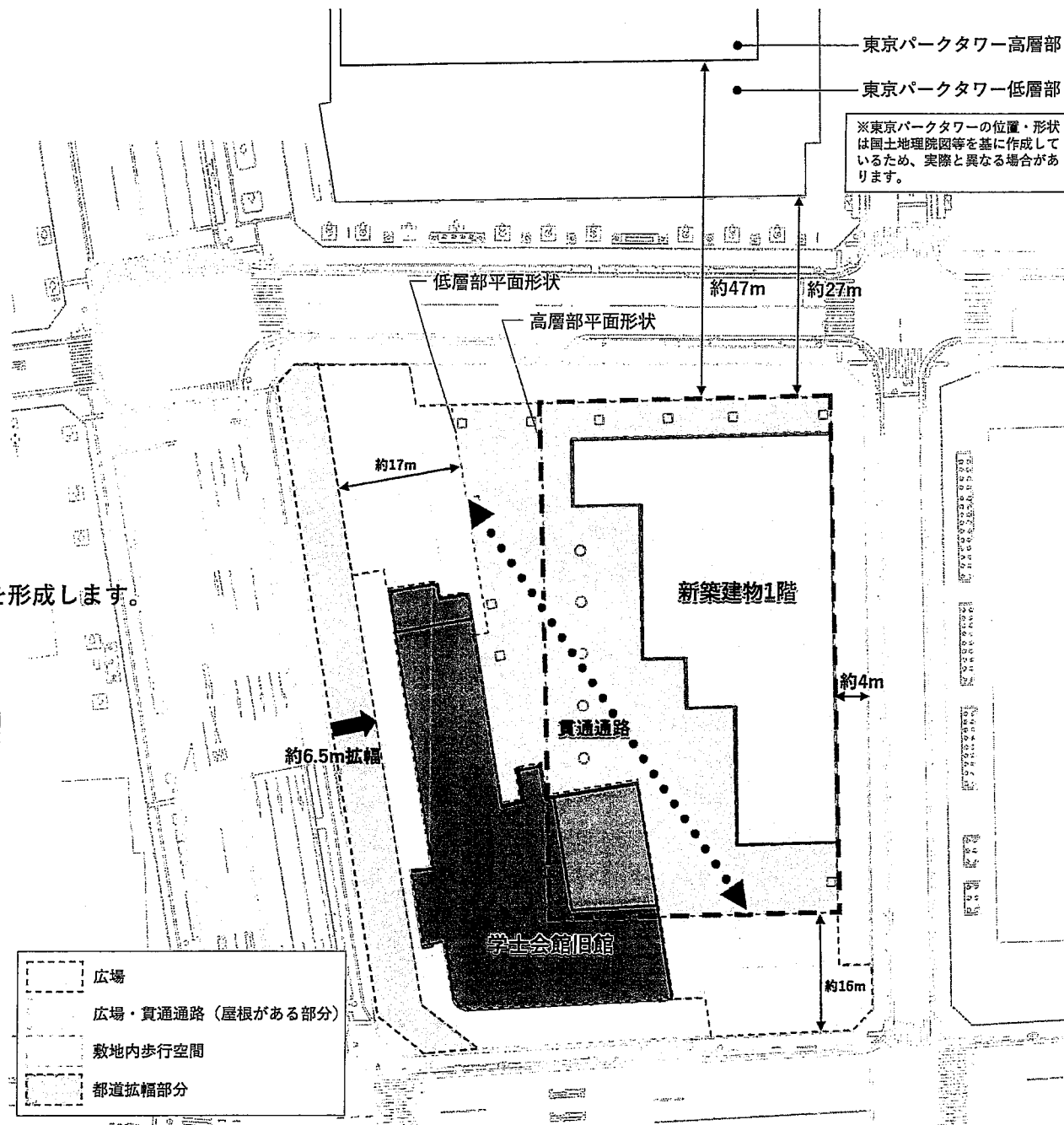
2024年 4月 8日

土地利用概要

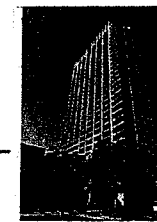
- 1 地域を象徴する歴史的建造物である
学士会館旧館を保存します。
- 2 地域の皆様の憩いの場となる広場を
敷地北西・南東の2か所に整備します。
- 3 2か所の広場をつなぐ貫通通路の整備により、
ゆとりあるオープンスペースをつくります。
- 4 敷地外の街路樹には手を加えることなく、
敷地内歩行空間等の整備により、良好な沿道環境を形成します。

建物概要

規模：約65,000㎡
階数：地上21階、地下2階
高さ：約110m



周辺地域の高層建物



東京パークタワー

規模	48,243.12㎡
階数	地上29階、地下3階 塔屋2階
高さ	104.79m



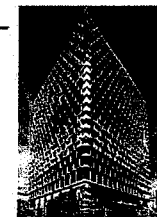
神保町三井ビルディング

規模	88,648.82㎡
階数	地上23階、地下3階 塔屋2階
高さ	108.30m



テラススクエア

規模	52,836.84㎡
階数	地上17階、地下2階 塔屋2階
高さ	89.57m



神田スクエア

規模	85,257.33㎡
階数	地上21階、地下1階 塔屋2階
高さ	120.775m



学術総合センター

規模	42,314.35㎡
階数	地上23階、地下2階
高さ	109.1m



丸紅ビル

規模	80,099.47㎡
階数	地上22階、地下2階 塔屋3階
高さ	111.9m

【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

環境まちづくり委員会 送付6-23

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

受付年月日 令和6年4月23日

陳情者 提出者 1名

2024年4月23日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 殿

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

区議の皆様には、日頃より区民の為に尽力いただきありがとうございます。
4月9日の夜から4日間、千代田区は神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間の健全なイチョウ11本を伐採しました。

現在、下記のような状況であり、伐採することの正当性に大いに疑問があります。また、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いて威嚇する行為は常軌を逸しています。更に、区および事業者は、伐採を急ぐあまり住民のすぐ近くの頭上で伐採を行いました。これは、非常に危険なことです。

区議会の皆様には、伐採に至った経緯や伐採現場で起こった状況をご確認の上、ただちに工事を中止するように区へ働きかけて頂きたい、よろしくお願い致します。

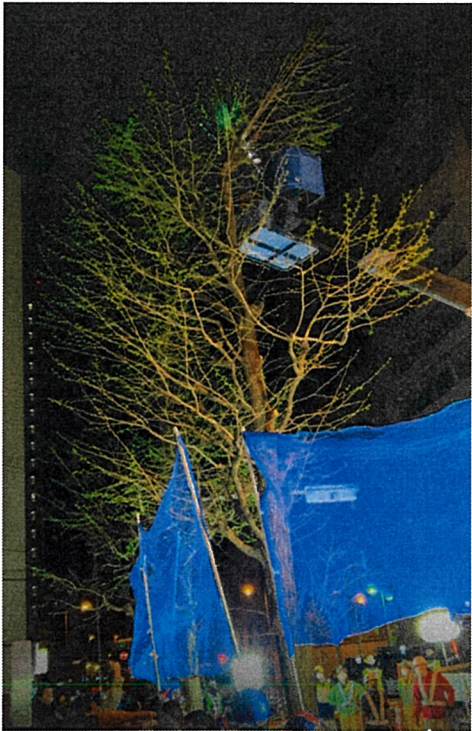
(現在の状況)

1. 住民訴訟中であること
2. 当契約が締結された時の企画総務委員長は逮捕された区議であり、契約の公正性について十分に検証されていないこと
3. 立入禁止の仮処分について住民側が異議申し立て中であること
4. 多くの陳情が審議中であること

以上



添付資料 1



環境まちづくり委員会 送付5-14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳情者	提出者	3名
	署名者	18名 (令和5年5月24日受付)
	署名者	5名 (令和5年5月26日受付)
	署名者	45名 (令和5年5月30日受付)
	計	71名

陳情書

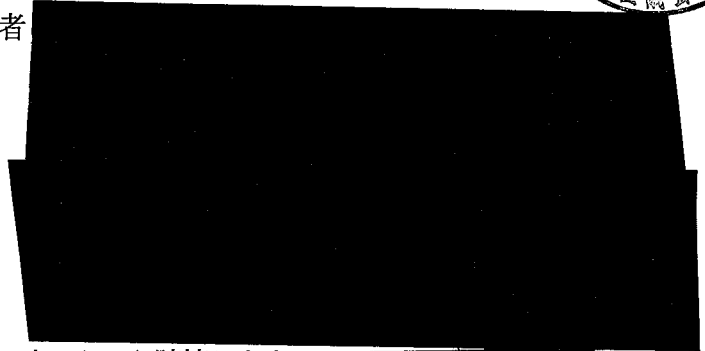
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

参考資料

環境まちづくり特別委員会 令和5年3月3日

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。

② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。

③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地権者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をすること。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付5-18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住所：

電話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳 情 書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業主（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以 上



環境まちづくり委員会 送付5-19

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳情者 提出者 1名

2023年6月13日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者： [REDACTED]

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める
陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民+麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-21

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月21日

陳情者 提出者 5名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳 情 書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等に実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていませんでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会でもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということ、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということ、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということ、きちんと区議会・都市計画審議会を確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であること、区議会・都市計画審議会でもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱいには建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデルつっていくという気概があるのかどうか併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳情書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。


以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただくと期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は言うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことであります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して言えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付5-23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

令和5年 6月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付5-24

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様



日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割



以上

環境まちづくり委員会 送付5-25

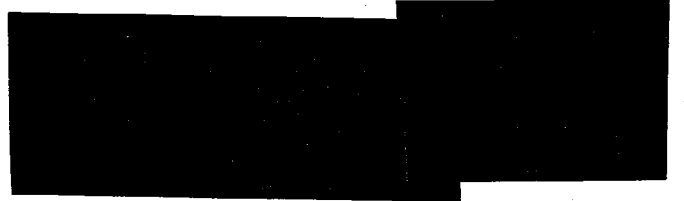
二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023年6月25日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様



二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

陳情理由

令和5年1月26日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は90メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名



日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳情書

日本テレビ（事業者）は2022年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと述べています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の90%が青空空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つとしています。

「回答者の90%が青空空地を求めている」という回答を導くために日本テレは7800㎡の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」と言う意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」と言う意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてももっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さることを願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要のp27に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022年12月8日開催の都市計画審議会 資料1-2 P25~27



以上

環境まちづくり委員会 送付5-30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳情者	提出者	2名
	署名者	2名 (令和5年7月5日受付)
	計	4名

陳情書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第68条の2及び都市計画法第53条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-31

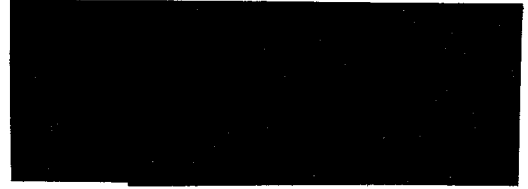
日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和5年7月5日

陳情者 提出者 1名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



環境まちづくり委員会 送付5-39

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

受付年月日 令和5年9月5日

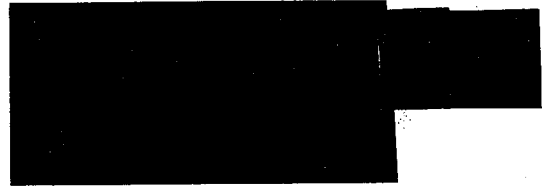
陳情者 提出者 1名

2023年 9月 5日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

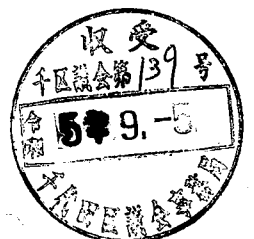


区民にとって日常生活に欠かせない公共施設（清掃事務所、葬儀場）、を民間再開発事業に入れ、区道を床に替えるという例を見ないやり方については、情報提供が余りにも少ない状況下で、しかも地権者同意率は60.8%であり、地区計画決定後は地権者同意率を三分の二にしなければ法律上この計画を進めることも退くこともできない状況に陥ります。近隣自治体でも例を見ない同意率の低さのままで、7月25日の都市計画審議会で賛否8対7という僅差で事業を決定すべきものとして行政は地区計画と市街地再開発事業を進めることとしました。

公共施設を民間再開発に組み込むことや、高さ170メートル超高層ビルが気候変動、人口減少社会に突入した日本の将来を見たときに、区民の利益につながるのか、秋葉原の賑わいや発展に寄与するのか、見通せないままです。

決定権者の千代田区長にはより慎重な判断が求められるのは言うまでもありません。

課題山積の中、2021年（令和3年）7月13日に資料として出された事業計画案



では総事業費は854億円です。事業の経費は「保留床処分金」や「交付金（国、都、区による税金）」でまかなわれるとのこと。交付金は事務費を除く事業費の10%約80億円です。

しかし、昨今の資材、建築費、人件費の高騰はすさまじく、日本建設業連合会（2023年4月版）によりますと一昨年来世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、「かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生」と記載されています。また、（一財）建築物価調査会によると、2015年を100とした指数は、セメント166.4、生コン207.1、鉄鋼170.7、です。さらに国内では福井駅前再開発、札幌駅前再開発、富山複合施設等々建築費高騰による事業の見直しや、工期の遅れが続出しています。

外一再開発についても当然事業者はそのような状況を受けて事業採算性を見直し計算しているではありませんか。事業費の増大は地権者、千代田区（区民）に権利変換で影響を及ぼすではありませんか。また、公共施設、区道等は区民全体の大事な資産です。どのような評価基準にするのか、事業者が採算上保留床を増やせば権利床の減少につながります。地権者の取り分は当然減少します。現在の事業費が一体いくらと算出しているのか、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することが地権者、区民、秋葉原を愛する方々に対する責務ではありませんか。誠意をもってお示しく下さい。

環境まちづくり委員会 送付5-41

(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法16条及び17条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される16条・17条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

受付年月日 令和5年11月15日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月15日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

環境まちづくり委員会委員長 嶋崎 秀彦様



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、

並びに

(2) 今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査の陳情：

千代田区への情報開示請求により、今年 3 月に行われた「二番町地区地区計画変更案」への都市計画法 17 条に基づく意見書の集計・報告について、下述①～⑤の事実が判明しました。このような集計・報告手法を許容したのは、執行機関として大いに問題と考えます。こうした疑義が放置されれば、千代田区による本件以外の数値集計の正確性や妥当性も疑われ、区の行政や区議会への信用も損なわれ、民主制の根幹さえ揺るがしかねないと言え懸念する次第です。区議会におかれましては早急に上述 16 条及び 17 条意見書の集計・報告のカウント方法を明確に示すとともに、集計・報告の正確さと公正さ

につき外部又は第三者による調査、及びわかる範囲での再集計をお願い申し上げます。

【情報開示請求により判明した事実の例】

区役所より開示された文書は全て意見書の住所氏名欄が黒く塗りつぶされ、詳細は確認不能でした。当会では全意見書を精査することまでできなかったものの、以下は17条意見書について発見できた事実の一部です。なお16条の意見募集では、在住在勤の別は問われませんでした。どのように集計したのかを知る必要があると考えております。

- ① 「二番町住民」の意見書数が違った。

	都計審議事録	当会集計	差
「明確に賛成」	64	56	-8
「反対」	90	90	0
「不明確」	3	4	+1
合計	157	150	-7

- ② 「町名」しか書いていない意見書を、区は有効な意見書とカウントしていた。

区民の開示請求に答えた区職員が、意見書の住所に「二番町」と書いてあれば「番地がなくても採用した」と説明していた。

- ③ 二番町「住民」の意見に「在勤者」が混在した。これを除くと、二番町住民の意見書数は157から118に減り、賛成比率は29%に低下した。

二番町住民の意見書に「在勤者」と明記した意見書が、32件（賛成22件・反対10件）あった。在勤であることが一見して明白であるにもかかわらず、集計・報告していなかったことが判明。

	都計審議事録	「在勤者」除外後
「明確に賛成」	64 (41%)	34 (29%)
「反対」	90 (57%)	80 (68%)
「不明確」	3	4
合計	157	118

- ④ 上述③の在勤賛成22件中の15件が、手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）※参考資料1

ほかに、日テレ通り沿道以外の千代田区在勤者の賛成意見書からは、

- ⑤ 全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件あった。 ※参考資料2

以上

都市計画法は住民及び利害関係者が意見書を出せるとしていますが、意見書の偽造やなりすましは認めていません。特に上述④二番町の手書きコピー15件は、氏名住所の筆跡が同じであれば本人に無断で作成された可能性もあります。黒塗りされた氏名住所が適正に記載されていることと、その筆跡まで本文と一致するか否かなどの確認が必要です。同じフォーマットで大量かつ同時に出されたものも、本人の意思に基づき作成したものか疑義が残ります。

また上述②（「町名」だけで番地も書いていない意見書も有効とカウント）が真実なら、住所が真正か否かや、意見書の提出者が実在するかを、もはや確認する術の乏しいものまでも有効に受け付けたことになり、従って黒塗りされた氏名住所欄の確認が必要です。

(1)は、以上です。

(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

本年3月の二番町地区地区計画変更案に対する17条意見書の募集は3月24日に締め切られ、わずか6日後の3月30日に都市計画審議会に数値が提出・報告されてそれが議事録に残り、後日、数値の誤りによる訂正が本年8月の都計審にて報告され、同議事録にも記載されました。これ以外にも、前述の通り区の意見書カウントに疑義を生む事実が判明しました。これは、上述の通り詳細な調査が必要なことに加え、元々の意見書募集時における、要応募記載事項の明示の不足不備及び、応募締め切り後の拙速な集計報告日程があったことにも要因があったと考えられます。

区議会におかれましては、今後都市計画法16条・17条に基づく意見書募集等の手続きを行うにあたっては、下記の通り、集計に疑義を生みにくい募集方法と集計方法、および余裕ある日程をもって行うようにお願いします。

また、国土交通省「都市計画運用指針」に基づき、素案をつくる段階では都市計画法16条2項に基づく意見募集だけでなく、1項に基づく公聴会を実施してください。加えて、都市計画法17条

の意見募集に先立ち住民及び利害関係者が区案を十分に理解できるように説明会を実施してください。

(記)

- (ア) 意見書等募集時の区からの公示や広報は、十分な時間的余裕をもって行い、また、意見書集計の正確性を期すために、応募締め切りから都計審報告までの期間を、本年3月実施時の6日間よりも十分に長く、時間的余裕をもたせること。
- (イ) 意見書募集時には、住所を正確に記載すること及び在住か在勤等か（住民か利害関係人か）を明記するように意見書の記入方法を明確にして公示・広報すること。
- (ウ) 住所の正確な記載は、在住の住民に関しては住民票記載の住所、在勤者は社名（屋号）及び在勤地の住所（法人在勤者に関しては社名及び登記上の法人名及び法人住所）を記載すること。
- (エ) 意見書のうち偽造またはなりすましの可能性があるものは執行機関が精査した上で、集計・報告すること。精査の方法についても公表すること。
- (オ) 意見書の集計・報告では、二番町、二番町を含む番町各地区（日テレ通り沿道地区）、同沿道地区以外の千代田区内、区外を分け、また、それぞれ在住か在勤かの8分類にして、それぞれの意見内容及び意見数が分かるようにすること。

以上、陳情いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上

別紙

<参考資料1>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】「④上述②の在勤賛成22件中の15件が、

手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）」の写し 全15件

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

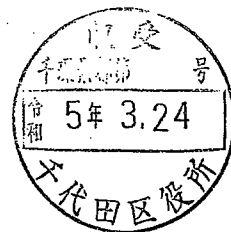
住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) ・ 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

<参考資料2>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】 「⑤全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件」 の写しのうち、事例として10件

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-42

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

受付年月日 令和5年11月17日

陳情者 提出者 1名

2023年11月17日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

10月13日に区議会常任委員会で環境まちづくり部の外神田一丁目南部地区についての陳情審査がありました。公共施設について担当課長は、「要求水準に基づいた相談を定期的に清掃事務所ともしっかり説明し行っていきたい」旨の発言をされました。「所管の政経部とも調整が必要」と部長の発言もありました。庁内はそれでよいのかもしれませんが、区民に対してはどうされるのでしょうか。公共施設は区のものであり、当然区民のものでもあるわけです。

区内に1か所しかない清掃事務所は、現在80名前後の職員の方々が働いており、この開発が進めば、一旦親水広場が予定されている川岸の現在の旧万世橋出張所のあたりに仮移転します。この建物にかかる費用もまだ明らかになっていませんが、おそらく5億から7億円かかるのではないかと推測されます。そこへ移転して、2、3年後に超高層建物が完成すると今度はもう1度その建物に移転するとのこと。仮事務所は取り壊し、親水広場になるとのことです。職員の負担はもとより仮事務所建設等にかけた資金の無駄、環境的にもかなりの資材が無駄になります。CO2の排出はどのくらいになるのでしょうか。

再開発に組み入れることで、数十年先の清掃事務所はどうなるのか、賑わいを創出したい民間企業との共存は難しいではありませんか。区のものとして独自に建設することを求める声が依然として多く耳に入ってきます。

区が地道に努力を重ねれば区内に場所がないわけではないと考えます。また東京都と真剣に話し合えば開かれる道も考えられるのではないのでしょうか。

2023年2月9日、東京都財務局財産運用部に問い合わせたところ、都市整備局に聞いてくださり、「千代田区から都有地を購入したいという話は1、2年ない」とのことでした。このようなことから区内に1か所しかない私たち区民にとってなくてはならない重要な区有施設について、区の土地として取得して建て替えることを真剣に検討した経緯が残念ながら無かったのではないのでしょうか。再開発ありき、区民不在とも見受けられるまちづくりは必ず将来禍根を残すのではないのでしょうか。



建設に掛かる事業費の約10%は交付金という名目の国、都、区の税金で賄われます。このようにしてまで公共施設を入れたこの再開発のメリットは果たして私たち区民にあるのでしょうか。

未来を見据えたときに別の手法があると考えます。

情報はすみやかに開示し、建築条例審査前に住民、区民に清掃事務所を再開発に組み入れることについて丁寧に説明する機会を持つよう議会は環境まちづくり部に働きかけてください。

事実を区民に明らかに示して、対話をしてください。それを踏まえて区民の要望、意見を活かしていただきますよう陳情いたします。

環境まちづくり委員会 送付5-45

千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

受付年月日 令和5年11月24日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月21日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに
都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

陳情者

住所

電話

理由：

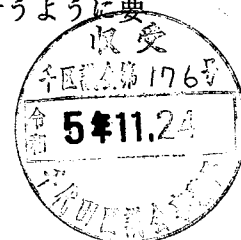
番町の住環境を守ってきた現行の地区計画と、2021年に策定されたばかりの千代田区都市計画マスタープランの趣旨を逸脱して、二番町の一角で超高層ビルの建築を容認する地区計画の変更が、現在千代田区の行政組織により強力に進められようとしています。地区住民に対する貢献の見返りに、日本テレビに対して、賃貸商業ビル運営に充分な利潤を上げるに必要な容積率、その容積率確保に要する建物高さを与えようとするための地区計画の変更と理解しています。

千代田区に50年、番町に25年居住し、この地区の稀有な住環境、文教環境をこよなく愛するものとして、番町の価値と地区環境に大きな変化を及ぼしかねない動きと思い、本件が審議された都市計画審議会、沿道まちづくり協議会などを傍聴してきました。前回の都市計画審議会で、「現行の地区計画における規定である高さ60メートルの順守を最良とすること」、ただし、「地域貢献で得られる価値の大きさと見返りに損なう環境影響につき、住民の充分な合意が得られるならば」との条件付きで、高さ80メートルを限度とするビルの建設も容認しようとの専門家委員の見解が出たことは承知しております。この見解の趣旨は、地区計画変更を行う際には、慎重かつ十分な事前検証を行うべきであると理解します。

しかるに、区役所から二番町地区住民に対する地区計画変更の説明会が近々開催されると聞きました。しかし、これは実施に先立ち行われるべき区議会での議論が不十分なまま手続きに入ったのではないかと懸念致します。つきましては、具体的な手続きに実施に入る前にまずは、計画案の是非につき、地権者・区民の判断に資するような、区議会（環境まちづくり委員会）による議論を行い、その議事録が住民に理解されるように早期公表をお願いします。

また、都市計画法16条、17条で集められた意見の集計・分析にあたっては、区の行政組織に加え、区議会環境まちづくり委員会と都市計画審議会の委員による検証を行うように要望します。

以上、陳情致します。



環境まちづくり委員会 送付5-46

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の
公聴会の開催を求める陳情

受付年月日 令和5年11月27日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳情書

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

日頃より、円滑なる区政の運営にご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、先日11月25日に区役所で行われた「二番町地区 地区計画の変更に関わる素案の説明会」に参加し区の見解をお聞きしました。しかし、二番町における日本テレビ本社跡地の再開発については、もともと地区計画で高さ制限が50m、総合設計制度を使っても60mまでと制度上決まっている中で地区計画を変更してまで実施される再開発ということで、この数年近隣住民の皆さんと共にその推移を注視してきた住民としては、懸念が払拭されたとは言い難く、ここに次の通り陳情致します。

1. 陳情の趣旨

二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

2. 陳情の理由

令和5年1月に、高さ90mの日本テレビの都市計画案提案に関して公聴会を実施していただきました。今回は高さ80mの新しい都市計画案の素案です。

高さが90mから80mに変わったこと以外、十分な説明がなされたとは言えません。都市計画法第17条の意見募集の前に、どのように変わったのか、専門家や住民の意見がどのように反映されたのかさらなる説明が必要です。

そのうえで、住民が公に意見を言える場、公聴会を実施して頂くことを求めます。



以上

環境まちづくり委員会 送付5-47

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年11月28日



千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

陳情者:

住所:

電話:

※案内

1. 「二番町地区 地区計画の変更に係る素案の説明会」と題するペーパーには議事として「二番町地区計画変更素案について」が挙げられています。しかし、席上配布資料としては「二番町地区 地区計画 変更素案の概要」にとどまっています。5月に開催された「六番町偶数番地地区の地区計画に係る素案の説明会」では席上配布資料として「地区計画の素案」そのものが含まれていたと聞いています。今回、「素案」を配布せず、「概要」にとどめた理由を教えてください。

2. 「素案」のコピーが模型を置いた机の脇にありましたが、「写真撮影不可」となっていました。限られた時間で「素案」から筆写するのは不可能です。また、「素案」が置かれていたこと自体の案内もなかったため、これに気が付いて見た方も少ないと思います。25日の説明会では会場からの要望により、出席者には素案のコピーが配布されたとも聞いていますが、24日の出席者には素案のコピーは郵送されたのでしょうか。そして、なぜ素案を「閲覧禁止、持ち出し厳禁、撮影禁止」としたのか、また、そもそもですがなぜ素案を区の都市計画の「都市計画の公告・縦覧のお知らせ等」のところに公開しないのか、以上の理由を教えてください。

3. 「意見書の提出方法について」について「二番町地区 地区計画 変更素案について、都市計画として定めていくために、今後、都市計画法に基づいた手続きを行なっていきます。」との一文があります。せっかく説明会に来て、「概要」しか配布されず、変更案全体を閲覧するためには、改めて区役所5階の環境まちづくり部に開館時間内(＝勤務時間内)に行き、その限られた時間内で理解することは住民にとっては大変難しいことです。できたら、住民あるいは権利者全員へのコピーの配布をお願い致します。少なくとも、閲覧に行った人には要望に応じてコピーの配布をお願いいたします。

4. 意見書は「素案」について提出するものであって、「素案概要」について提出するものではないと思います。今回の説明会に出席した二番町地区の地権者に対して不備があったと言えませんか。また、説明時間30分、質疑60分の説明、何か質問を投げかけても「ご意見として承ります」という回答では、十分に質問に答えていただけとは思えません。再度の説明会開催を要望致します。

5. 二番町地区は在勤者が多く、住民が少ない地区です。しかし長期的な視点で町のことを考えるのはそこで子育てをし、実際に生活している住民だと思います。次の都市計画法第17条に基づく手続きに入ると、区外の方々の意見も反映されます。これでは、千代田区の住民がないがしろにされている、あるいは千代田区の主体は区外にあるという印象が強まります。区の行政が千代田区そして千代田区民の生活を守る姿勢を示していただきたいです。そのために、今回の意見書募集の要件として「関係権利者の皆様」とありますが、二番町地区に居住する多くの方々のご意見や声も是非重視していただきたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-48

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を
至急開催することを求める陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

令和5年11月27日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

TEL

第1 陳情の趣旨

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、二番町地権者のみならず広く番町・麴町地域の住民を対象とした説明会を実施してください。

第2 陳情の理由

二番町 日本テレビ本社跡地の再開発問題は、再開発等促進区を適用した超高層ビル建設が予定されていることから、この数年、二番町住民のみならず番町・麴町、平河町、九段等周辺地域の住民がこの推移を注視してきました。何故なら、日本テレビ社のために現行の地区計画を変更してまで区がこの計画を推進しようとしているからです。超高層ビル建設によるこのような大型の再開発では、その影響が負の側面を含め広範囲に及ぶものです。しかしながら、日本テレビ沿道まちづくり協議会においても、住民はオンラインでしか様子を知ることができず、住民に十分な説明はなされているとは言い難い現状であると思料されます。

11月21日より都市計画法第16条の手続きが開始されましたが、第17条の手続きに進む前に是非とも番町・麴町地域住民を対象とした日本テレビ計画案及び二番町地区地区計画変更についての説明会を対面にて開催してください。

そうでなければ、第17条での意見募集時に意見を出したくても内容がよく分からない、という住民が大勢いるという事態に陥る可能性があります。このままでは現行の地区計画を変更するという大きな問題を周辺住民には何も説明することなく、第17条の意見募集に突入してしまいます。これはおかしなことです。第16条の手続きで示した素案に関して、番町・麴町地域住民を対象とした説明会を急ぎ実施していただくよう強く求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-49

二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

陳 情 者

2023年11月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

陳情者
住 所
電 話



理由

現在の番町地区は、買い物も不便、歩道の整備も不十分(段差や傾き、枯れた街路樹)かつ、麴町駅番町口も不十分なバリアフリー化です。これだけの都心であるにもかかわらず、飲食店が撤退し、個人商店が消え、街はどんどん寂れて、新しいマンションばかりがたくさん建ち並んでいます。

他方、日本テレビ本社の有った場所には、現在番町の森が建て替えまでの期間、暫定で整備されており、日々多くの人々が集まっています。先日も番町の住民によるお茶会が開催され、訪れた方も、日本文化の素晴らしさに触れ、充実した時間を過ごされました。こういった活動を支える場所を恒久整備することは、住民の多い街にとって極めて意味のあることです。

日本テレビは70年前から番町に在った企業として、寂れていく街を暮らしやすい街に変えようとしてくれています。私たち番町に暮らす住民にとっても、これを機会にぜひ改善して欲しいことばかりです。絶対に外してほしくないものは、バリアフリー、広場、緑、広い歩道、交通広場、スーパーマーケットなどで、これだけのことを街に還元してくれる開発は、番町ではもうないと思っています。書かれていないものの可能であれば銭湯も作っていただきたい。

およそ10年にわたる議論、直近では都市計画審議会の学識経験者の先生方で検証なさった結果が提示され、議論は十分すぎるほどなされています。それにもかかわらず、いまだに都市計画決定されていないことが不思議でなりません。熟議を叫ぶのは簡単なことですが、そうしている間に、街の機能更新は遅れ、どんどんさびれていくのです。議会の皆さんには、今一度未来を担う人たちに対する責任を感じていただきたい。番町に想いを持っている企業があるうちに、課題解決を実現していただきたい。何も実現しないで「反対」「十分な議論」などの言葉だけで議会に臨んでいる区議は税金泥棒にほかなりません。

一刻も早く開発がなされるよう、都市計画の変更を求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付5-52

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

千代田区議会 議長 秋谷 こうき 様
千代田区議会 環境まちづくり委員会 委員長 嶋崎秀彦 様
千代田区 都市計画審議会 会長 岸井隆幸 様

陳 情 書

令和5年 11月 30日

陳情者 氏名：

住所：

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである
子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

◆陳情の主旨

二番町地区の地区計画変更に関する議論を聞いていて、一部の声の大きな反対派と呼ばれる方々の声ばかりが取り上げられ、審議を遅らせていることに極めて違和感を持ちました。これまで行われてきた説明会には毎回同じ反対派と呼ばれる方が押しかけていますし、提出されている陳情も同じ内容のものばかりです。

また、まちづくり協議会において反対派と呼ばれる方々は各自がバラバラの言いたい放題の主張をしているように感じております。このため協議会の議論は論点が決まらないどころか、一見すると反対意見が多いような印象すら受けます。他方、提案されている緑のある広場・街区公園の整備や、麴町駅出口のバリアフリー化、生活利便性の向上・商店街の活性化、低層部の街並み景観整備等、これらは住民の切実な願いであるにも関わらず、議論に反映されていないのは不思議でなりません。住民の要望と現在行われている議論には明らかにギャップが発生していると思います。

住民はこの開発を通して、どのような利益を享受できるか（例えば、どのような商業施設になるのか、スーパーなどの量販店が営業するのか、麴町駅にエスカレーター・エレベーターが整備されるのか等）を想定しており、その利益を享受できることを前提にし、様々なことを検討・判断するという姿勢であるということがハッキリしています。つまり、住民は「日テレ社は、広場やバリアフリー化を地域貢献する」ことを前提として議論しているのであって、これが反対派と呼ばれる方々と論点がずれる要因だと思います。

また、反対派と呼ばれる方々の活動が強まることにより、住民は意見を発しづらい環境になっています。また、反対派と呼ばれる方々は、真偽がわからない情報の流布、マンション



への投書、麴町出張所・麴町区民館の利用規約を無視した集会活動を都計審の委員自らが行うなど、あきらかに住民を扇動して、住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっていると思います。すなわち住民はどんどんサイレントマジョリティ化していると思うのです。そして、いたずらに議論に時間をかけることは、住民同士にある不信感をさらに増長させるということも懸念されます。

私としては、住民間の対立を1日も早く解決し、安心して暮らす事ができる日常を取り戻したい、そして、開発が進みQOLの高い生活を送ることを切望しております。千代田区議会及び都市計画審議会におかれましては、今回の計画・提案がサイレントマジョリティである子育て世代や高齢者のニーズをしっかりと反映したものであるということを認識・理解したうえで、速やかに審議を前に進め、少しでも早くゆたかな暮らしを送ることができるよう議論・審議を行っていただくよう求めます。

◆陳情理由の詳細

日テレ社が昨年夏に番町の森のイベント参加者およそ150人に対してアンケート調査を行ったそうですが、その結果をお聞きして驚きました。

現在の番町の森は再開発までの暫定広場の位置づけですが、計画では再開発後に恒久広場として整備することになると聞いています。その広場についてアンケートで必要だと答えた方は96%、さらにその広さについては「現在と同程度」「今よりも広いほうが良い」と答えた方は94%だったそうです。ところがアンケートに回答した方のうち、オープンハウスなど説明会に参加したことがある方はほぼ皆無で、9割以上の方が区に対して何も意見を表明していないことがわかりました。

事業者たる日テレ社が行ったアンケートですから、何らかバイアスがかかっていたとしても、広場の主な利用者である子育て世代や高齢者は積極的に意見を表明しないサイレントマジョリティであるということははっきりしたと言えると思います。このことは国政選挙や、区議選における投票率の結果から見ても同様のことが示されていると思います。そして前述したように住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっている状況下では、住民のサイレントマジョリティ化にはさらに拍車がかかっていると言えるでしょう。

こうしたサイレントマジョリティの存在を無視して、積極的かつ熱心な反対派と呼ばれる方々の声、いわゆるノイジーマイノリティの意見ばかりが反映される区議会、都市計画審議会で果たして良いのでしょうか。

今回の提案・計画は10年にわたって丹念に住民の皆さんや、保育園、子育て世代や高齢者の声を聴いて練り上げられたものだと言っています。実際に提案されている広場の大きさや使い方、麴町駅のバリアフリー化、生活利便施設の整備などの内容は、こうした様々な世代のニーズに応えたものになっていると思います。しかも街区公園(2500㎡)規模の広場が番町に整備されるチャンスはもう二度とめぐって来ないでしょう。しかしごく一部の声の大きい反対派の方々によってこれらの実現が遮られ、遅れてしまうことは、声をあげる

ことができない多くの住民にとって不幸でしかありません。

先に行われたまちづくり協議会の議論も傍聴させて頂きましたが、番町の森で地域イベントを開催されてきた方々の地域に対する思いや、子供たちに素晴らしい体験をさせてあげたい、思い出を作ってあげたいという願いをこめた発言は胸を打つものばかりでした。区議会や都市計画審議会では、未来の子供たちのためにどのようなまちづくりが必要かという真剣な議論が行われたことがあるでしょうか。

緑あふれる十分な広さの広場で思いっきり遊ばせてあげたい、山王祭や盆踊りなど地域の伝統に触れることで番町麴町という生まれ育った町に誇りを持ってほしい、畑で作物を植えて収穫し、焚火や花火を体験し、動物や昆虫に触れて沢山の思い出を作ってほしい、—そんな観点から番町・麴町に何が必要かということ考えたとき、答えは極めてシンプルだと思います。少なくとも高さ制限にこだわることは何も生みだしません。

今回の提案、地区計画の変更は最初で最後のチャンスだと思います。どうか区議会や都市計画審議会においては、街区公園規模の緑豊かな広場の整備、麴町駅出口のバリはフリー化、生活利便性の向上、そして低層部の街並み形成など、次代を担う子供たち、将来の子供たちや子育て世代に何を残すことができるのかという、前向きな議論を是非ともお願いしたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付5-53

二番町地区計画早期変更に関する陳情

受付年月日 令和5年12月4日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区計画早期変更に関する陳情

陳情者

住所

電話

理由

二番町地区の地区計画についての変更を早期に実現してください。現在、私の主な関心事は、公園、緑、広い道路、麴町駅のバリアフリー化などです。そして活気あるコミュニティスペースの創造を重点的にすることで、地域を再活性化させることです。

現在、番町における地区計画は、公共施設の不足、緑地や公園の不足といった課題が見受けられます。私は幼い頃から番町に住み、番町で育ちました。そんな私だからこそ、公共施設の不足や、公園の不足が、どれだけ深刻なものか、というのが身にしみて理解できます。私は現在23歳ですが、私が幼かった頃の番町には、子供たちの遊べる公園が少なく、既存の公園だけでは、子供たちの人数が多く、子供同士の衝突や、遊び場の取り合いなど、問題が多く起こっておりました。そのため、私を含む当時の子どもたちは、交通量の多い道路で、かけっこをしたり、鬼から逃げるために、ビルとビルの隙間に入るなど、広い公園がないばかりに、試行錯誤しながら遊んでいました。しかし、今あらためて考えてみると、とても危険な行為だったと思います。番町は当時より人口がだいぶ増えているにもかかわらず、公園の数はあまり変わっていないため、新たな広い公園の新設は、地域の発展と、何より未来を担う子どもたちの安全のために、とても有意義であり、今後の未来志向のまちづくりのためには欠かせないピースだと考えております。

加えて、麴町駅のバリアフリー化も急務だと考えております。千代田区の麴町駅周辺地域におけるバリアフリー化は、社会のあらゆる人々にとって重要です。番町は、高齢者と子どもたちの街と言っていいほど、高齢者の数と、子持ち世帯の住民が多いです。現在の二番町側の麴町駅は階段しかなく、高齢者やベビーカーを引いている親御さんにとって、とても不便な状態です。六番出口は64段、五番出口は61段の階段を下りないと改札に行けません。



エレベーターがある出口は、真反対の出口に一つしか設置されておらず、そこまで行こうとすると、一度坂を下ってまた登らなくてはならず、そのような方々にとって、坂道を上り下りするというのは、とても困難を極めます。また現状身体障害のある人、車椅子を利用する人、または一時的なケガを負った人など、様々な状況にある人々が、安全かつ円滑に移動できる環境を整備できていないということは、日本の恥であり、ましてや、それが日本の中心である千代田区の番町の現状だという事実は、筆舌に尽くしがたい悔しさがあります。バリアフリー化は、地域社会の包括性と共生性を促進し、誰もが活動的に参加できる環境を構築することに貢献します。

日本の未来およびこれからを担う子供の未来のために、過去に決めたルールや慣習に従うのではなく、明るい未来を紡ぐために今を変え、変わらないために変わり続けることが重要だと思っております。私は、その信念を強く感じられる日テレさんの開発を強く支持しております。地区計画を早期に変更し、今すぐにでも日テレさんが二番町を開発できるようにして頂くよう行動してください。私たちは過去の枠にとらわれず、未来志向の行動をとることで未来を築いていくべきです。地区計画の即時変更が、番町再活性化の大きな一歩になると確信しております

以上

令和5年12月4日

陳情書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

陳情主旨

令和5年11月4日付にて千代田区都市計画審議会に提出した「番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書」（添付資料参照）を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求めます。

陳情理由

二番町地区地区計画の高さ制限緩和を、地域貢献を理由に結びつけることには大変な飛躍と付度があるように思えてなりません。地域貢献を取引条件とせず、高さ制限60mを堅持した上で、様々なアイデアのもと豊かなコミュニティ形成を行うことは十分に可能です。より良き地域形成のためによりよく審議のほどお願い致します。

- ・二番町地区地区計画変更の高さ制限緩和は、番町・麴町地域の超高層への道を開き、就労人口が増え、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招き、生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。
- ・二番町のスタジオ棟跡地と番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせたの広場形成を考えれば、二番町D地区のみで2500㎡は必要ありません。
- ・バリアフリー化も賃貸オフィス設置事業者として就労者動線確保として必要経費であり、また、防災広場としても2500㎡は必須ではありません。
- ・日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で大きな面積を占める一番町の町会長を加えるべきであったと思われまます。

以上



2023年11月4日

番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書

千代田区都市計画審議会

会長 岸井 隆幸 殿

都市計画審議会委員の皆様へ



二番町地区地区計画変更につきまして、2023年3月30日千代田区都市計画審議会において採決せず、継続検討とするなど丁寧に慎重に審議を進めて頂き敬意を表するものです。11月6日都市計画審議会が開催される間際ではありますが、改めて、文教地区において教育環境を守る立場より以下の要望と疑問点を呈します。

- 1 千代田区都市計画マスタープランの中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区であることの規定、および、二番町地区地区計画の高さ制限 60mを堅持することを要望します。

超高層への道が開かれると、四番町、五番町等他地域へ波及し、就労人口が増え、飲食業が増加し、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大し生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。それは、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招くものです。

- 2 二番町のスタジオ棟跡地と、番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせての広場形成を考えるよう要望します。

商業的エリアマネジメントがさまざま企画をすること自体悪くはないですが、二番町のスタジオ棟跡地だけで 2500 m²を確保する必然性はありません。また、現在の築山がある過渡的な広場利用と超高層ビル下でカフェテラス、キッチンカー、就労者が闊歩する広場は同じではなく、誤ったイメージ操作が行われています。子どもたちのことを考えるならば、向かいの四番町側へ築山を備えた広場を設置して頂き、高さ制限 60mを守った形で広場形成ができる方向を示すべきです。間にある番町文人通りは時に歩行者天国として利用すれば良いと思われま

- 3 賃貸オフィス就労者のための動線としてエスカレーター、エレベーターを確保するのは事業者として当然のことではないでしょうか。バリアフリー化として多大な地域貢献であるとの認識について疑問を呈します。



- 4 広場の防災利用についてですが、この地域は延焼防火区域で、帰宅抑制地域で、みんなが3日間の備蓄を求められています。そういう中で、様々防災機能を民間が持つことは良いですが、本当に千代田区防災計画にて 2,500 m²の防災広場が必須とされているか多いに疑問を呈します。
- 5 日本テレビ通り沿道まちづくり協議会において、番町地域で大きな面積を占める一番町町会長が委員に入っていない。委員構成に瑕疵があるのではないかと疑問を呈します。
日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で一番町町会長を加えるべきであったと思われる。日本テレビ通りに面していないことは理由になりません。日本テレビ通りは、番町・麴町地域に良い面でも悪い面でも多大な影響を与えます。

以上の観点から、二番町地区地区計画の高さ制限を、地域貢献を理由として緩和すること
は大変な飛躍と忖度があるように思えてなりません。高さ制限 60mを堅持した上で、様々なア
イデアのもと豊かなコミュニティー形成を行うことは十分に可能です。
より良き地域形成のためによりしくご審議のほどお願い致します。

(連絡先

環境まちづくり委員会 送付5-54

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情

受付年月日 令和5年12月6日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2023年12月6日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

都市計画法第17条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」 および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情



先般11月24～25日に開催されました都市計画法第16条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」で提示されました資料は住民に誤解を与えますので、次回の都市計画法第17条に基づく説明会および公告縦覧の実施前に、資料の修正と追加をお願い致します。また、16条の対象である地権者には、修正・追加した資料の再送付をお願い致します。

- 1) 総合設計で60mで建てる場合と、地区計画を変更して80mで建てる場合を比較する図や資料が必要です。60mでもバリアフリーが可能であることを明記してください。
- 2) 説明会で配られた資料のP4上の図(別紙1)は北西からの視点でしか絵が描かれていません。東西南北、四方から見た図を提示して下さい。
 - ・新オフィス棟の北側の面は日テレ通りに面する東西の面より幅が狭く、ビルの存在感が薄いです。
 - ・東側のいきいきプラザから西側を見た時、ここに番町を東西に分断する80mの壁ができるような図になるかと思えます。
 - ・また、南側のグロービスから北側を見ると、坂の上にそびえるビルが描かれるのではないかと予想します。もしかしたら、それほどボリュームはないかもしれませんが、それならそれで安心します。情報が提供されない(=隠されている)ことが私たち住民の不安を掻き立てるのです。
- 3) 資料P3下の図も東西南北、四方から見た図を提示して下さい。(別紙2)
ボリュームの少ない面で、緑の多い面での情報提示になっていてビルの全容がわかりません。日テレ通りから見たビルの幅は、文人通り側よりも幅広のはずです。
- 4) 今回は提示されなかった風環境について、60mと80mとを比較した図を作成してください。資料作成の際、次のことを要望します。
 - ・日本テレビは新オフィス棟の直下周辺だけではなく、調査範囲を拡大して、評価し数値を出していますが、これでは母数が87ヶ所と大きくなって風の影響が薄れます。できましたら、新オフィス棟の周辺だけに限った風環境の変化を示して下さい。
 - ・建物内にあり、比較不能な未評価4か所は、87か所とは別に表記して下さい。

以上



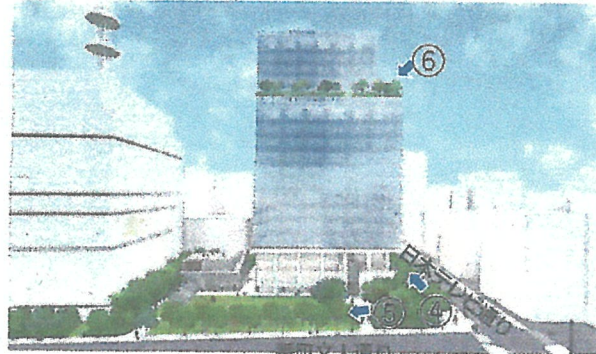
2023年11月24・25日

「二番町地区地区計画変更に係る説明会」
で配布された資料のP4

二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■日本テレビ修正案 対応③

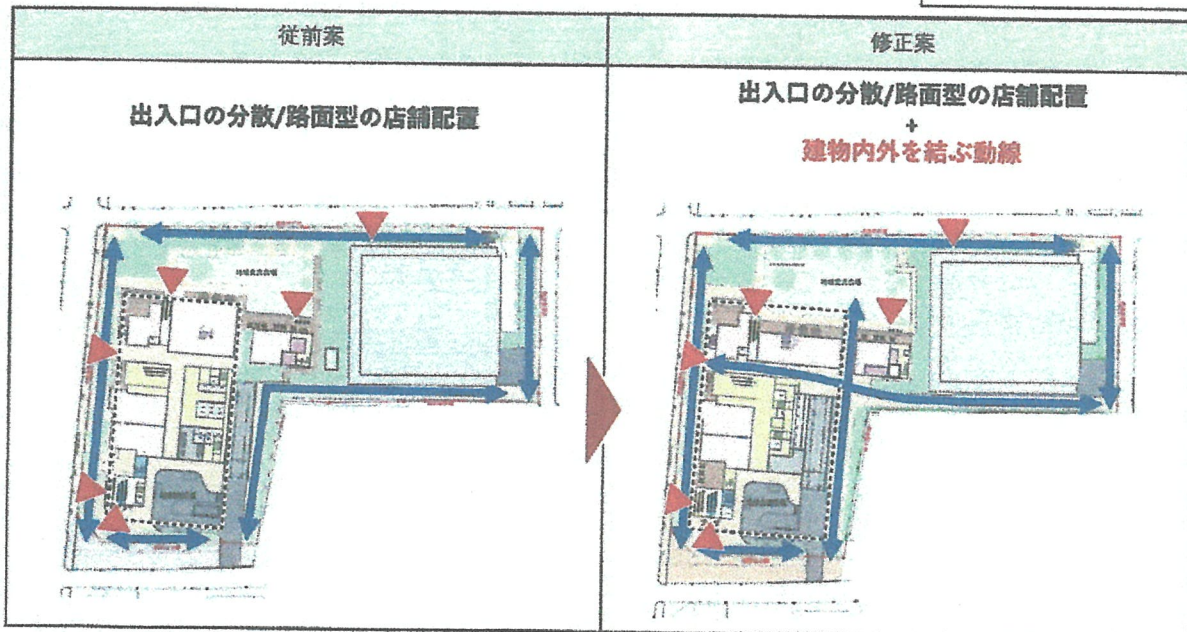
- ・日本テレビ通りのまちなみを形成する低層部の建物デザインの考え方について複数検討検討し、協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物低層部は日本テレビ通りの街並みを形成する計画とします。
- ・広場や歩行空間の緑化のみならず、60m基壇部にも緑を配し、立体的な緑化計画を検討します。
- ・建物低層部と広場が一体となったサードプレイスを創出し、さらに60m基壇部の地域開放を検討します。



本パースは計画イメージの一例をお示しするために作成しました。デザイン等は今後詳細設計で検討します。

■日本テレビ修正案 対応④

- ・建物の1階部分の動線について複数案検討し、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物1階部分の出入口を分散して多数設けるとともに、建物内を貫通する動線を整備することで、アクセスや回遊性の向上等を図り、外部空間との親密性をより高める計画とします。



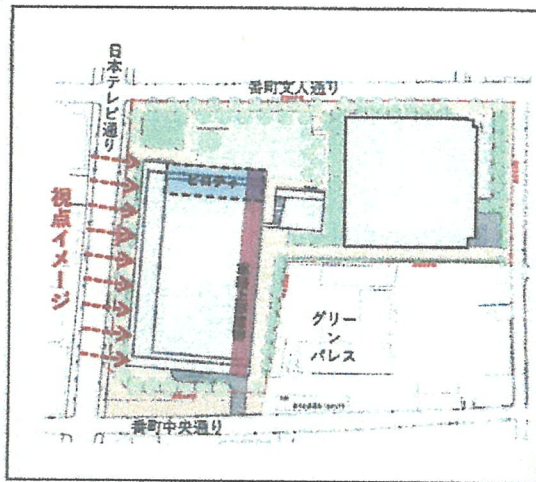
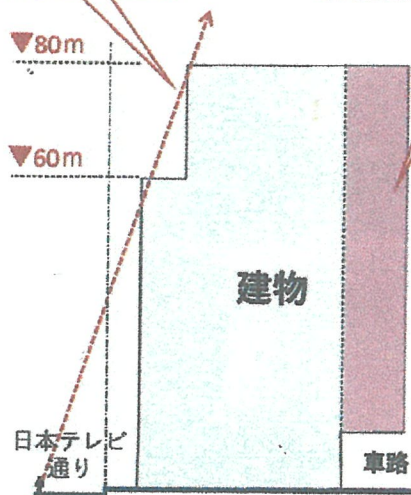
二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

60m以上のボリュームが日本テレビ通り対岸から見えないように壁面後退

車路上部とピロティ上部に建物ボリュームを配し、80m以下に建物高さを抑える



■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

従前案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建物の高さ90m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,400㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約50%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建物の高さ90m以下	建築面積	約6,400㎡	建築率	約50%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>90m以下</p>	<p>日本テレビ通り・番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																
敷地面積	約12,500㎡																	
建物高さ	建物の高さ90m以下																	
建築面積	約6,400㎡																	
建築率	約50%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	
修正案		<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建物の高さ80m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,800㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約55%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建物の高さ80m以下	建築面積	約6,800㎡	建築率	約55%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	<p>文人通り側立面イメージ</p> <p>80m以下</p>	<p>日本テレビ通り・番町文人通り交差点付近より計画建物を見上げる</p>
用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(撮影済み)																	
敷地面積	約12,500㎡																	
建物高さ	建物の高さ80m以下																	
建築面積	約6,800㎡																	
建築率	約55%																	
容積対象面積	約87,500㎡																	
計画容積率	約700%																	

ボリューム感を示すためのパースです。今後、デザインは詳細設計を行います。

環境まちづくり委員会 送付 5 - 5 5

「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および公告縦覧
の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5 - 5 4)」に関する追加の陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 2 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

2023年12月20日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



陳 情 書

「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-54)」に関する追加の陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

去る12月6日に「都市計画法第17条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』
および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情」を提出し、受理されました。
その4)に風環境に関して60mと80mとを比較した図を作成して下さいをお願い致しまし
た。図を作成するにあり、次のことを追加して要望致します。

現在、新オフィス棟周辺では西側(日テレ通り側)と北側(文人通り側)で2つの工事が進めら
れそこには高いビルが建っていません。また北側の日本テレビの敷地には駐車場も広がって
います。この状況で風環境について検討してもあまり現実的ではありません。

西側では10階建て46mのビルが建設されるそうです。四番町側は3階建て17.5mの仮施
設が建設中です。仮施設なので数年後には、日本テレビの敷地には最低50~60mの日本テ
レビ関連のビルが建設されることは容易に想像できます。風環境の影響を検討する際は、これ
らのビルが建設されたことを想定して、より現実的に評価をし、図を作成して下さいよう要望致
します。

住民は駐車場・空地や低層のビルとの間の風の影響を心配しているわけではなく、高層ビルが
建った場合の日常の生活道路、通学路や公共広場に対する影響を心配しているのです。日本
テレビと行政の方にはその点をご理解いただき、住民目線での回答をお願い致します。

また、風環境が想定よりも悪化した場合、壁面緑化や植栽などによって対応するという考え方
があるそうですが、高層ビルでの壁面緑化の例や効果を具体的に示して説明して下さい。

以 上

環境まちづくり委員会 送付5-56

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

受付年月日 令和5年12月25日

陳情者 提出者 1名

千代田区長 樋口高顕様

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情書

都市計画法第17条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る
意見募集に関する陳情陳情者
住所
電話

12月1日、6日、8日に開催された環境まちづくり委員会の議事録(未定稿)を拝見致しました。毎回遅い時間まで町づくりに関して論議を尽くされている皆様に感謝申し上げます。
議事録(未定稿)を拝見して気になったことを2点申し上げます。

1. 誰が、いつ、どこで、どのように決めるかという手順・手続き、(意志決定過程、デュー・プロセス・オブ・ロー)があいまいであるという議員の発言がありました。この点を是非明確にしていきたいです。

2. 属性ごとの意見の集計結果を明確化することを望みます。

理由等:都市計画法第17条に基づく意見募集について「都市計画審議会の会長からも、重要なのは、先ほどと同様、論理、内容であると言った見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。そのため、従前どおりの形で提出を受け付ける」と行政側の見解が示されました。

質問ですが、「従前」とはいつのことを指しているのでしょうか？

令和4年7月の行われたオープンハウスのアンケートでは年代を問う欄の他、住まいが区内か区外か、区内の場合は町名を記し、所有か賃貸かをチェックし、区外の場合は地権者等、在勤者、在学者、その他にチェックをする形式でした。このアンケートの回答者は、区内在住者が66名、区外在住者が283名(内16名は地権者等)、無回答23名でした。

一方、本年3月に行われた都市計画法第17条に基づく意見募集では前例にない約4000通の意見が提出され、そのうち番町住民が約1000通、番町以外の住民が約3000通。番町住民では開発案反対の意見が多いにも関わらず、全体では開発案賛成の意見が多い結果となりました(表1)。

この数値から、意見の提出者が区民かそれ以外かの属性を行政が把握することが必要だと思いました。

表1:都市計画法第17条に基づく意見募集の結果(2023年3月実施)

	合計	賛成	反対	その他
全体	3,978	2,853	1,088	37
番町以外 <small>王倉町</small>	3,040	2,586	430	20
番町(二番町)	938	267	658	13
二番町	152	62	90	0



意見提出者のほとんどが区民であれば、その属性を問う必要性は低いかもしれませんが、提出者の多くが区外在住者で、その意見が住民と異なるという事実が判明したのであれば、住所地、勤務地、あるいは利害関係の属性は少なくとも尋ねるべきではないでしょうか。

住民、利害関係者などの定義を明確にし、属性の確認をお願い致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付6-3

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月25日

陳情者 提出者 1名

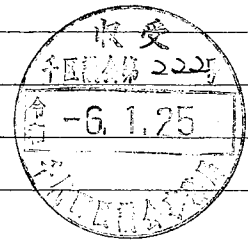
令和6年1月24日

子代田区議会議長
秋谷 りうき様

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

以前千葉大名誉教授の藤井英二郎先生と一緒に
神田警察通りを歩いてご教授頂き、イチョウは根が
真っ直ぐ下に伸び、歩道が狭くてもスライドして動かす
ことができる為歩道の幅は確保できると仰って
いました。

私は道路整備に反対しているわけではありません。
イチョウを残しての道路整備をして頂きたく切に
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付6-4

外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

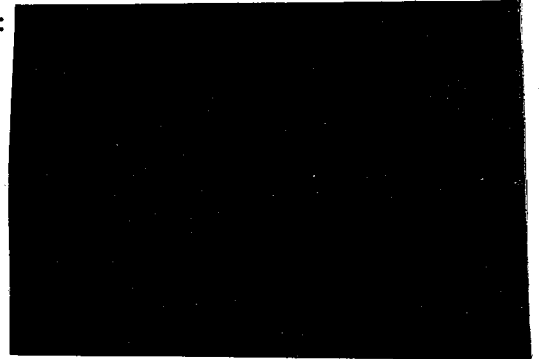
受付年月日 令和6年1月26日

陳情者 提出者 2名

令和6年1月26日

千代田区議会議員 秋谷こうき様

陳情者：



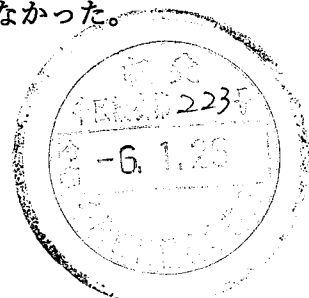
外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

本年1月24日、官製談合防止法違反容疑で元千代田区議会議員の嶋崎秀彦氏（以下「嶋崎氏」という）が逮捕されたことで、同日嶋崎氏は議員辞職をされ、都市計画審議会委員も辞任いたしました。同月12日にはすでに環境まちづくり委員会の委員長も辞任されていました。

また、逮捕された24日には千代田区長樋口高顕氏は「公正性を求められる入札および契約業務に関して、区民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。」とコメントされておられます。つきましては議会においては更なる透明性確保に向け以下の点につき、調査することを求めます。

記

1. 昨年5月19日付にて「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」により、16条の意見の反映がどのようになされたか、議会で確認するよう求める請願書が区議会事務局で受理された。
2. 昨年5月30日、改選後初の環境まちづくり委員会が開かれ、嶋崎氏が委員長に就任した。上記1の請願が「閉会中の特定事件継続調査事項」として嶋崎氏が委員長として閉会中の委員会開催を議長に申し入れることが同委員会で確認された。
3. 嶋崎氏は、請願の内容が都市計画法17条の区案の作成に関するものだと認識しながら、区案が発表される6月5日までの間に委員長として委員会を開催しなかった。



4. 都市計画法17条の都市計画案の縦覧が昨年6月5日から同17日まで行われた。
5. 昨年7月7日、環境まちづくり委員会で区行政は、「17条の意見書に対する開示請求は、都市計画審議会での公正、公平な審議をするために開示しない」との答弁をした。また、同日、請願は委員会として「継続審査」として採決した。
6. 昨年7月11日、第2回定例会において、上記5の「継続審査」が否決されたとして嶋崎氏は同日の定例会休憩中に委員会を開催し、委員会で採決を行い、定例会に報告した。定例会の採決において嶋崎氏は不採択に投票した。
7. 昨年7月25日、第1回千代田区都市計画審議会において外神田一丁目計画の審議を行い、都市計画案は1票差で賛成多数となった。その際、嶋崎氏は本審議会の委員として賛成していた。
8. 昨年10月13日、区は都市計画決定（地区計画の決定）告示をした。

上記のとおり、嶋崎氏は外神田一丁目計画の推進に深く関わってきました。他方で、昨年10月13日の都市計画決定以後、本年に至るまで長期に欠席をされていました。

区民としては、本陳情冒頭の樋口区長コメント「公正性に対する迷惑と心配」があり、上記一連、手続き上の流れには多くの疑義があります。

嶋崎氏が、外神田一丁目計画に関して区職員への不当な圧力や癒着などが無かったか、昨年5月30日の環境まちづくり委員会委員長就任時から10月13日の都市計画決定告示までの期間の区職員に対する全ての接触記録を確認した上で、区行政の公正性に問題がなかったか、議会として調査することを求めます。

以上

(添付資料)

2023年5月19日付「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」

請願書

2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

紹介議員：小枝すみ子

のざわ哲夫
牛尾こうじ

請願者：

請願者：

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり請願します。

本年2月10日に開催された都市計画法16条1項に基づく公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」(都市計画法16条1項)として行われるものです。

区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いします。

千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に「①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」との委員会集約を行いました。この委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げます。



以上

環境まちづくり委員会 送付6-8

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出
のやり直しを求める陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

令和6年1月30日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての
調査と提出のやり直しを求める陳情

陳情者

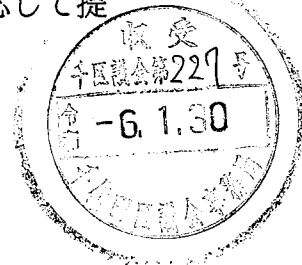
2024年1月5日～1月19日に実施された 東京都市計画地区計画 二番町地区計画（変更）についての、都市計画法第17条2項に基づいた意見募集については、下記の通り看過できない問題点があったことが確認されましたので、議会として早急に調査を実施し実態を明らかにしていただきますよう強く陳情致します。また、このような問題が発覚した以上都市計画法第17条2項の意見募集をやり直していただきますよう陳情致します。

記

今回の意見募集にあたり、二番町町会長が町会長名義で、町会の封筒を使用して町会員に対して「反対の方に負けずに意見書を出していただきたい」と賛成の意見書の提出を求める内容のレターを出されていました。この事実は、まちづくり行政に於いて看過できない根本的な問題を孕むことと思料致します。

町会は千代田区の補助金交付団体であり、税金が補助金として投入されている以上公正な立場であることは自明の理であります。その公正な立場であるべき町会の町会長の立場で区案に賛成するよう意見書の提出を呼び掛けたことは由々しき事態であり、健全なまちづくり行政の運営に汚点を残すものであります。さらに、当町会長は千代田区都市計画審議会の区民委員であることもあわせて指摘させていただきます。

以上のようなことから、町会長からの賛成の意見書提出の呼び掛けに応じて提



出された意見書があるのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

さらに今回の現役有力区議の逮捕、千代田区役所への家宅搜索という異常事態に区民は衝撃を受け不安に思っている最中です。問題の区議が長年強く開発を推進してきたこと、現在都計審にかかっている複数の案件についても同区議が推進してきたことは、大多数の区民は承知しており、入札談合の件についての逮捕とはいえ、一連の再開発問題と無縁であるとは考えられないと感じていることも確かです。

つきましては、議会として早急に真摯なる調査を実施し、実態を明らかにするとともに、都市計画法第17条2項に基づく意見書のやり直しをしていただきますよう、強く陳情致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付6-9

神田警察通りⅡ期工事に関する陳情

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

神田野言察不通り二期工事に關する陳情

今般の二期工事に關し、治道住民に一度の説明もな

し、手取りボスターが樹木にほられ、議決済みといふ事をふりかざし

町会ミニ合する勢を、工事と強行する姿勢に私どもは、大に

義憤をかんじ、この区間は私達の克達が大切にす

べきものであり、後世に伝へべき大切な文化遺産だと思

ふ、戦争で一面焼け野原になり、錦町一帯でも、この街路

樹びり、そのあとの復讐を見守り、励まして、まことの、ここに

育ち、八十年の並みは、変わらうとも、私をほめて、心をなやませ

離れて行くた、方々の郷、故郷でもあり、せひ将来のため

として、たくさん署名を頂き、治道の皆への、声を大切に

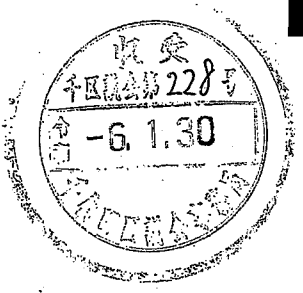
再考し、頂上、要請の強い、四期からの、早期の、着工を、願

住民を全く無視し一部の人びとで協議委員会を
作り住民に何の説明もせず物事を決めようという手法に
怒りを覚えます。今日の区議の逮捕という千代田区にとり
前代未聞の件。ぜひ百条委員会を設置しそのすぐあと区民
に情報公開して頂きたい要請を致しませう。

令和六年一月二十九日

千代田区議会議長

秋谷三郎様



環境まちづくり委員会 送付6-10

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書 (神田警察通り其期工事の一時中断を求める陳情書)

2024年1月29日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

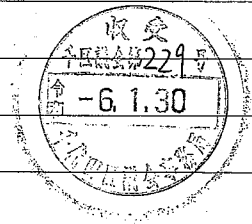
1月25日(令和6年)の環境まちづくり委員会で千代田区ヒートアライメント
対策計画改定について取り上げてましたが、正しくイチョウの街路樹の
木陰と日なたでは20度違うことは私達が実際に計り検証済
です。

実際車椅子利用者の方々もイチョウの街路樹の木陰を通り暑さを
凌いでいると仰っていました。

地球温暖化による気候変動により^{毎年}真夏の暑さは私達健常者にも耐え
難く、ましてや車椅子の方は子供と一緒に地面から近い為尚更辛い思っ
てをされています。

SDGsの観点から考えてもイチョウの街路樹の役割は非常に大きく
大切にすべき物と考えております。

イチョウを残しての道路整備をして頂きたい切にお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付6-11

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書 (神田警察通りII期工事の一時中断を求める陳情書)

2024年1月29日

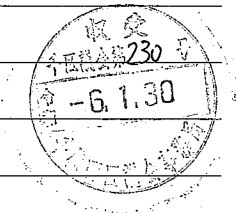
千代田区議会議長

秋谷 くるみ 様

以前伐採賛成者と反対者双方で署名活動をしたところ

伐採賛成者の署名は120名、伐採反対者の署名は600名と大差でありました。

今一度の結果を考慮し再度話し合いの場を設けて頂きたいをお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付6-14

神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年1月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

「神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書」



神田警察通り道路整備2期工事、当該地区の住人です。
再三再四になりますが、当該地区住民（町会員）でありながら「神田警察通り沿道整備推進協議会」並びに「錦町三丁目町会」から「街路樹イチョウの伐採」の知らせも打診もなく、故に「合意形成」など有り得なかった事をさきに記します。

神田警察通り道路整備工事 2期工事に於いて、街路樹イチョウ伐採の「合意（当該地区住民の）が有った」との虚偽の下に議決された、本件工事の無効性を訴えて、2期工事の即時工事中止を求めます。イチョウを残す事を求めます。
合わせて神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の、早期・即刻実施を求めて陳情します。

4期工事・5期工事の早期実施については、委員会・協議会に於いて担当部長が「4期工事・5期工事をやる」「同時に2期もやる」と度々御答弁されてますが、実質4期・5期に於いては現在に到るまで何の用意もなされてなかった事が事実として明らかになってます。4期・5期の住民の方からも「至急工事の必要な神田駅寄りの方から先に」と言われ続けているにもかかわらずです。

区は何故ゆえここまで2期工事に執着されるのか、と疑問に思う方はけしきで少ない数ではありません。

本件議決で（同数の為）最後の一票を投じた議長は、官製談合事件で逮捕された嶋崎元議員です（百条委員会の設置を求めます）。嶋崎氏は神田警察通りでも住民の聞き取りをなさっていたりと（事実と異なる内容を双方に流されていた）とかく、区よりの立ち位置で行動されていた（チェック機構の筈であるのに）というのが自分の認識です。

区長も担当部長も「議会で決まった事」と二年三年と言いつけるのなら、その間に話し合いの機会を設けて、再度検討されれば、ここまで全住民・区民の不利益になる状況と分断は生まれなかったのではないのでしょうか。

イチョウを守りたい住民は各々、昨年秋に町会長含む関係者の方々に手紙を出しております。ですが一人もお返事を下さった方はいらっしゃいませんでした（お立場



もあるやもしれませんが)。

私達は日々、寒暑を遮る等助けになってる歴史有るイチョウを守りたいのであって、徒らに対立したい訳ではありません。

昨年九月にお送りした「手紙」の写しを添えますので、どうぞ気持ちを汲んで頂きますよう、区議の皆さんにおかれましては、区民同士の橋渡しをお願い致したく、重ねて陳情申し上げます。

神田警察通り道路整備2期工事に於いて街路樹イチョウ伐採を伴う工事の即時中止と、神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の早期実施・実現を求めます。

環境まちづくり委員会 送付6-15

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての
陳情

受付年月日 令和6年2月19日

陳情者 提出者 1名

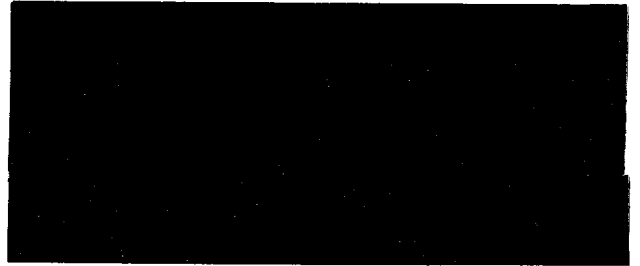
陳情書

2024年2月19日

千代田区議会

議長 秋谷こうき 殿

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する
仮処分の申し立て件についての陳情



神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間に存在するイチョウの伐採につき、以下の点を陳情します。

千代田区から、神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対し、仮処分の申し立てがなされており、審理が行われている状況です。

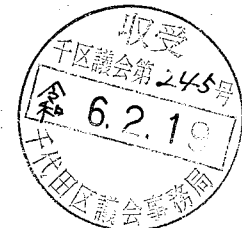
守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。

そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に駐車帯を設置することを提案した要望書を樋口高頭千代田区長に提出しました。

この要望書に記載した方法であれば、駐車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。

千代田区議会においても、本提案をもとに、行政と住民と話し合う場を設けることへのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

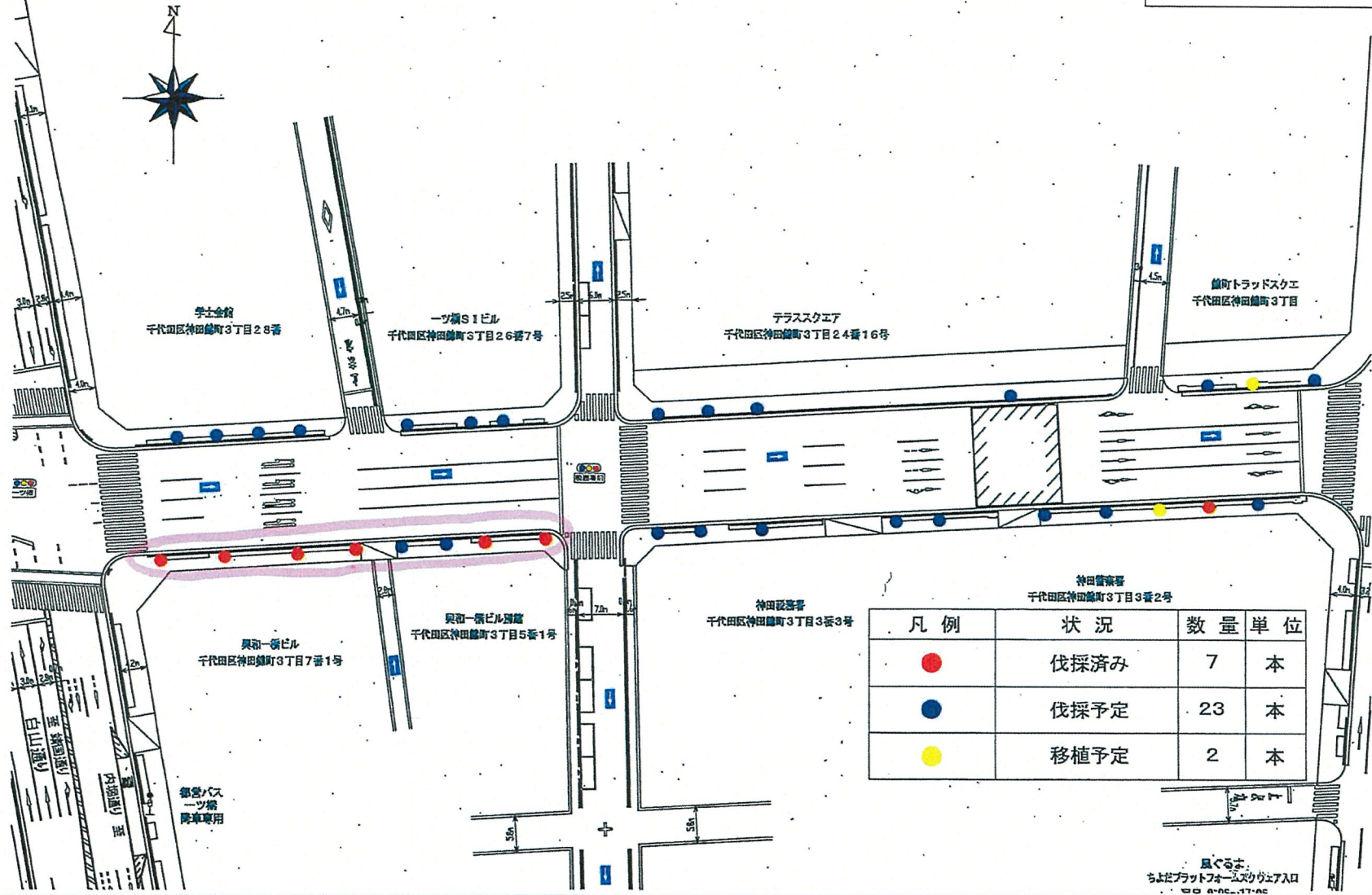
どうぞよろしく願いいたします。



以上

なお、裁判所に提出済み（一部提出予定）の3名の意見書を添付しますので、議員限りでご覧頂きご参考にして頂きたいと存じます。

街路樹状況図



ちよだプラットフォームスクエア入口
03-9-65-17-65

環境まちづくり委員会 送付6-18

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点
の確認を議会から区に求めていただく陳情

受付年月日 令和6年3月13日

陳情者	提出者	1名
	署名者	2名
	計	3名

2024年3月13日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情

理由

2月8日に行われた令和5年度第5回千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の方法と結果についての、法的問題点を法曹資格者によって確認させることを、区議会から担当部署に要請するよう、強く陳情します。

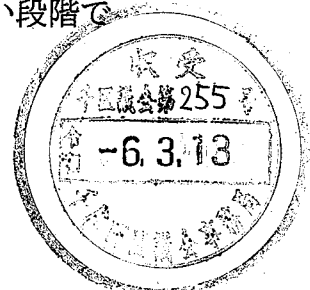
記

1. 千代田区都市計画審議会条例第6条3項(以下、「条例6条3項」といいます。)では、「可否同数のときは、会長の決するところによる」とあるので、条例6条3項に基づく議事の採決は「可否同数」になる可能性がある「二択」でなければならぬと言えます。従って、「三択」での採決は条例6条3項に基づく議事の採決が行われたとすることはできず、付議された「二番地区地区計画の変更」が都計審で「可決」されたということは出来ません。

もし三択で同数の選択肢が2つあり、会長が決することができると考えた場合でも、各選択肢のうちいずれかが「過半数」を超えなければ決することが出来ません。今回は過半数の9票に達した選択肢はなかったため、可決したということは出来ません。

このまま区長が都市計画決定すれば、都計審で可決されていない都市計画決定として、都市計画法19条1項に違反する違法なものになる可能性があります。都市計画法19条1項では、都市計画審議会の「議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められているからです。

また、付帯決議が存在せず、付帯決議の文案や骨子すら示されていない段階で「付帯決議付きで可決」と言えるはずもありません。



会長から「採決方法に反対の委員は反対に挙手を」との案内がありました。議案に賛成でも採決方法には反対であれば、反対に挙手となります。

複数の論点を一回の採決で賛否を問うことも常識的にありえません。

2. 以上のような、法的問題点について、複数の千代田区都市計画審議委員、複数の法曹関係者、区民から疑義が呈されており、区の担当者も「法的問題点がある」「数々の疑義が寄せられている」と認識していながら、法曹有資格者ではない、区の総務部法規担当に相談したのみであることが、3月7日の予算特別委員会で明らかになりました。

審議会中にも、環境まちづくり部担当者から、「過半数に達しない可能性のある三択方法は不適當である」という注意発言がありましたが、会長兼議長には取り上げられませんでした。

今後の各種審議会、委員会においても、常識や法律を超えることが許される前例にもなります。都市計画審議会は独立性があるといっても、法的問題点を放置するならば、「法の支配」ではなく「人の支配」によるお手盛りになります。

区議会の皆様におかれましては、区の担当部署に、令和5年度第5回千代田区都市計画審議会の採決の法的問題について、法曹の有資格者に確認を求めることを要請していただきますよう、陳情いたします。

以上

東京都市計画地区計画「二番町地区地区計画の変更」への答申に関する決議について

令和6年2月8日開催の令和5年度第5回都市計画審議会において、議案審議致しました「東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画の変更」に関して、下記の通り決議をいたしましたのでお伝えします。

決 議

都市計画は都市の望ましい環境形成を実現するための重要な制度ですが、今般の二番町地区計画の変更にあたっては、意見の対立により地区住民を二分するような事態が長期にわたって継続しています。この対立状態が継続し深まってゆくことは、「地区内の住民等にとっての良好な市街地環境の形成又は保持のための計画」（都市計画運用指針IV-2-1G(1)①）という地区計画の本旨を全うする上で望ましいことではありません。

つきましては当地区の地区計画変更の都市計画決定にあたり、千代田区当局に対し地区の融和を図るため次の事項の実施を要請致します。併せて、全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力することを切望します。

なお、日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定についても引き続き努力を重ねていただきたいと思います。

(1) 事業の具体化にあたっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関などととも真摯な努力を重ねること。

(2) 地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。

また、計画されている公共的施設の在り方を含め、様々な観点から質の高い計画になるよう十分に協議すること。

(3) 地区計画によって確保された地区施設の管理運営のあり方については千代田区と事業者との協定によりその骨格が定められることとなるが、関係者の納得を得られるよう真摯な努力をし、当該協定（協定に基づく取り決めを含む）の決定、変更の手続きに遺漏がないよう慎重に進めること。

(4) 上記(2)及び(3)については、それぞれの進展状況について適切な節目に応じて当審議会に報告すること。

一般財団法人計量計画研究所 契約状況

年度	決定方法	件名	参考資料 番号	契約金額 (単位：円)
H30年度	指名競争入札	千代田区駐車場整備計画基礎調査業務		1,674,000
R元年度	特命随意契約（新規プロポ①）	千代田区駐車場整備計画改定支援業務	【参考資料1】	9,986,696
R2年度	特命随意契約（継続プロポ①）	千代田区駐車場整備計画改定支援業務	【参考資料2】	9,999,000
R3年度	特命随意契約（継続プロポ①）	千代田区駐車場整備計画改定支援業務	【参考資料3】	1,595,000
	特命随意契約	（仮称）千代田区ウォーカブルまちづくり戦略策定支援業務	【参考資料4】	5,676,000
R4年度	特命随意契約	千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン策定支援及び ウォーカブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施支援業務	【参考資料5】	7,997,000
	随意契約（見積競争）	外神田一丁目南部地区のまちづくり説明会及び公聴会運営支援業務		484,000
R5年度	特命随意契約（新規プロポ②）	ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務	【参考資料6】	22,979,000
	特命随意契約（新規プロポ③）	千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務	【参考資料7】	11,396,000
R6年度	特命随意契約（継続プロポ②）	ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施等支援業務		22,979,000
	特命随意契約（継続プロポ③）	千代田区まちづくりプラットフォームの組織づくり及び まちづくりに関する情報発信サイトの構築に向けた検討支援業務		10,043,000

特命随意契約理由書

550

件名	千代田区駐車場整備計画改定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>現行駐車場整備計画の目標年次が過ぎている中で、近年の駐車場施策は策定当時と比較すると、量的な整備からまちづくりと連携した質的整備に主眼が移りつつある。</p> <p>このような背景のもと、本業務は、近年の駐車場に関する状況の変化や国及び東京都の駐車場施策の動向をふまえ、千代田区における駐車場整備計画を改定することを目的に行うものである。</p>
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度（令和元年度開始） （令和元年5月30日付31千環景都発第41号） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式実施要綱第8条第1号 3. 継続年数 初年度 <p>プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般財団法人 計量計画研究所</p> <p>住所 東京都新宿区市谷本村町2番9号</p>
※ 契約年月日	令和 元 年 6 月 13 日
※ 契約金額	9,986,696 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

標準様式第3号（第12条関係）

要求水準等説明書

1 業務概要

(1) 業務名

千代田区駐車場整備計画改定支援業務

(2) 業務目的

本業務は、近年の駐車場に関する状況の変化や国及び東京都の駐車場施策の動向をふまえ、千代田区における駐車場整備計画を改定することを目的とする。検討に当たっては、番町・富士見地域の商業地域における駐車実態基礎調査を実施し、既存の調査結果の整理・分析と併せた検討結果を基に、駐車場整備計画骨子案を作成する。

(3) 業務内容

区が行う「千代田区駐車場整備計画」の改定において、主に以下の事項について必要な支援を行う。

- ア) 既存調査結果等の整理・分析
- イ) 番町・富士見地域の商業地域における駐車実態基礎調査の実施
- ウ) 駐車場整備計画骨子案の作成
- エ) 外部委員会の実施
- オ) 報告書作成
- カ) 打合せの実施
- キ) その他、担当部署との協議により決定した事項

(4) 履行期限

平成32年3月31日

(5) 予定価格（上限）

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 想定スケジュール

平成31年度 改定骨子作成
平成32年度 千代田区駐車場整備計画改定

(7) 継続業務（予定）

有り（平成32年度）

(8) 成果品

- ・ 報告書（簡易製本、カラー印刷） 3部
- ・ 報告書作成用基礎資料等（ファイル綴じ、カラー印刷） 一式
- ・ 電子データ（CD-ROMあるいはDVD-ROM） 一式

2 参加申込書等の作成様式等

(1) 参加申込書等の作成様式

以下の [1] ～ [10] の書類を1部提出すること。ただし、様式1～8は、千代田区ホームページからダウンロードしたものをを用いて作成すること。

- [1] 参加申込書（様式1）
- [2] 参加申込者の概要（様式2）
- [3] 同種業務の実績（様式3）
- [4] 千代田区から受託した業務の実績（様式4）
- [5] 本業務の実施体制（様式5）
- [6] 主任担当者及びその他の担当者の経歴等（様式6）
- [7] 社会貢献等への取組み状況（様式7）
- [8] 参考見積書（様式8）
- [9] 貸借対照表（最も新しい会計年度のもの）
- [10] 損益計算書（最も新しい会計年度のもの）

(2) 上記様式の配布期間

平成31年4月19日(金)午前9時から平成31年5月7日(火)午後5時まで
(URL : <http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/proposal/>)

(3) 問合せ先

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課（担当：前田、清岡、山元）
〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所5階
電話：03-5211-3612
電子メール：keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 参加申込書等の提出期限等

(1) 提出期限

平成31年5月8日(水) 午後5時

(2) 提出場所

2 (3) 問合せ先に同じ

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。

(4) 提出部数

1部 (A4判縦使い、両面印刷可)

4 本説明書に対する質問の提出期限等

(1) 提出期限

平成31年4月26日(金) 午後5時

(2) 提出場所

2(3) 問合せ先に同じ

(3) 提出方法

様式9により、電子メールで提出すること。

なお、様式9は千代田区ホームページからダウンロードしたものを使用すること。

(4) 回答方法

平成31年5月7日(火)午後5時までに、当該質問者に対し電子メールで回答するとともに、ホームページでも公表する。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。

イ) 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。

ウ) 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ) 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

オ) 経営不振の状態でないこと。(自己資本比率がマイナスである場合を含む。)

(2) 提案書提出者を選定するための基準

	評価項目	評価の視点	指標
組織評価	経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、従業員数
	履行保証力	履行保証力を有しているか	貸借対照表、損益計算書
	業務執行技術力	本業務を遂行するために必要な知識・経験はあるか	平成 21 年度以降の同種業務※の履行実績
	精通度	千代田区の地域特性を十分に理解しているか	千代田区における平成 21 年度以降の業務実績
	社会貢献等	社会貢献や地域貢献等の取組みは適切に行われているか	社会貢献や地域貢献等の取組みの状況
担当者評価	主任担当者	主任担当者は本業務の遂行に必要な経験及び能力を有しているか	主任担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務等
	その他の担当者	その他の担当者は本業務の遂行に必要な経験及び能力を有しているか	その他の担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務等

※同種業務とは、地方公共団体が発注した駐車場整備計画策定業務、及び、地域ルール検討に関する受託業務をいう。

(3) 提案書提出者の選定予定数

上記(1) 資格要件及び(2) 提案書提出者を選定するための基準を満たす者を提案書提出者として選定するが、参加申込みが多数の場合は、評価の上位4社程度を提案書提出者として選定する。

(4) 提案書提出者として選定した者への通知

提案書提出者として選定した者に対しては、区から書面によりその旨を通知するとともに、提案書の提出要請書を送付する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加申込書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(千代田区の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する区の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア) 受付場所 2 (3) 問合せ先の窓口へ直接来訪し、口頭で請求する。

イ) 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

7 提案書の作成要領

(1) 提案書の作成要領

ア) テーマ

以下のテーマについて、提案者としての考え方や提案内容をまとめること。

- ・ 駐車場整備計画案の作成に必要な事項について整理・分析を行い、駐車場施策の実施に当たっての課題・留意点についての整理
- ・ 駐車場の需要量及び供給量に関する状況を把握するための実態調査実施にあたっての工夫
- ・ 本業務における各種データを根拠とした方針の策定手法
- ・ 駐車場整備計画改定（平成32年を想定）までの行程、本業務の実施スケジュール

イ) 用紙等

用紙 A3判横使い片面印刷とし、左上をホチキス留めすること

頁数 4頁以内とすること（表紙を付ける場合、表紙を含めて4頁以内とすること）

部数 正本1部、副本9部を作成すること

備考 カラー印刷可

(2) 作成上の留意事項

- ・ 審査は匿名で実施するため、社名やロゴなど提案者が分かるような記載は不可とする。提案者が分かる記載があった場合、審査を行わないことがある。
- ・ 提案書は折らずに提出すること。

(3) 問合せ先

2 (3) 問合せ先に同じ

8 提案書の提出期限等

(1) 提出期限

平成31年5月24日(金) 午後5時

(2) 提出場所

2 (3) に同じ

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。

9 提案書を採用するための評価基準

(1) 最優秀提案者の選定

本説明書に定める評価基準に基づき、提案書等を評価し、評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。評価点の合計が同点である場合は、プロポーザル委員会の委員長が最優秀提案者を選定する。

また、応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、合格基準点（評価点合計の6割）を設定する。

なお、最優秀提案者が5（1）資格要件を喪失した場合や業務の仕様について合意ができない等の場合には、区は、評価順位が次順位のことを最優秀提案者として手続きを行うことができる。

(2) 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
提案内容等評価	現状把握	<ul style="list-style-type: none"> 近年の駐車場に関する状況の変化や国及び東京都の駐車場施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 	10点
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が優れているか (テーマ) 駐車場整備計画案の作成に必要となる事項について整理・分析を行い、駐車場施策の実施に当たっての課題・留意点についての整理 駐車場の需要量及び供給量に関する状況を把握するための実態調査実施にあたっての工夫 本業務における各種データを根拠とした方針の策定手法 駐車場整備計画改定（平成32年度を想定）までの行程、本業務の実施スケジュール 	40点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は実現可能なものであるか 提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 	5点
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 	5点
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は説得力があり、分かりやすいか 説明や受答えは論理的であり、説得力があるか 	20点
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的や意義を十分に理解しているか 本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 	20点
	計		

(3) プレゼンテーション審査

提案書の内容について、平成31年5月下旬頃を目途にプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの具体的な日時は、提案書提出者の選定後、個別に通知する。

なお、プレゼンテーションは（様式6）で届け出た主任担当者が行うこととする。

10 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、区に対して不採用理由についての説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア) 受付場所 2(3)問合せ先の窓口へ直接来訪し、書面により請求する。
 - イ) 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案書提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション審査への出席に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加申込書は返却しない。
- (5) 提案書が採用されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなす。
なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 様式5及び様式6に記載した主任担当者及びその他の担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 選定の透明性を確保するため、必要な限度で提案者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

公募型プロポーザルによる選定結果

1 業務名称

千代田区駐車場整備計画改定支援業務

2 業務内容

本業務は、近年の駐車場に関する状況の変化や国及び東京都の駐車場施策の動向をふまえ、千代田区（以下「甲」という。）における駐車場整備計画を改定することを目的とする。検討に当たっては、番町・富士見地域の商業地域における駐車実態基礎調査を実施し、既存の調査結果の整理・分析と併せた検討結果を基に、駐車場整備計画骨子案を作成する。

3 所管課の名称及び所在地

環境まちづくり部 景観・都市計画課
千代田区九段南1-2-1

4 採否の決定した日

令和元年5月29日

5 審査委員の構成

環境まちづくり部まちづくり担当部長 ◎
環境まちづくり総務課長
基盤整備計画担当課長
建築指導課長
地域まちづくり課長
景観・都市計画課長
学識経験者
◎：委員長

6 プロポーザル参加者名（50音順）

- ・一般財団法人 計量計画研究所
- ・株式会社 交通総合研究所
- ・株式会社 駐車場総合研究所

7 最終被選定者の氏名及び住所

一般財団法人 計量計画研究所
代表理事 岸井 隆幸

8 審査結果一覧表

下記「審査結果一覧」のとおり

審査結果一覧：千代田区駐車場整備計画改定支援業務

評価項目	評価の視点	配点	A社	B社	C社	
提案内容評価	現状把握	・近年の駐車場に関する状況の変化や国及び東京都の駐車場施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 80点 (10点×6名、10点×2×1名)		46	56	
	提案内容	・提案内容が優れているか				
		(テーマ1) 駐車場整備計画案の作成に必要な事項について整理・分析を行い、駐車場施策の実施に当たっての課題・留意点についての整理	320点 (40点×6名、40点×2×1名)	辞退	162	226
		(テーマ2) 駐車場の需要量及び供給量に関する状況を把握するための実態調査実施にあたっての工夫				
		(テーマ3) 本業務における各種データを根拠とした方針の策定手法				
	(テーマ4) 駐車場整備計画改定(平成32年度を想定)までの行程、本業務の実施スケジュール					
	実現性	・提案内容は実現可能なものであるか ・提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 40点 (5点×6名、5点×2×1名)		23	27	
	コスト	・提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 40点 (5点×6名、5点×2×1名)		24	24	
プレゼンテーション	・提案書は説得力があり、分かりやすいか ・説明や受答えは論理的であり、説得力があるか 160点 (20点×6名、20点×2×1名)		84	118		
総合評価	・本業務の目的や意義を十分に理解しているか ・本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 160点 (20点×6名、20点×2×1名)		84	116		
合計		800点	0	423	567	
		順位	3位	2位	1位	

225

特命随意契約理由書

件名	駐車場整備計画改定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は昨年度に引き続き「千代田区駐車場整備計画」(平成15年改定)の改定に向けて必要な支援を行うものである。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成31年度 (令和元年6月13日付31千環景都発第45号 令和元年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 1年 4. 評価 良好な業務成績のため <p>継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き平成31年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般財団法人計量計画研究所</p> <p>住所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和2年4月1日
※ 契約金額	9,999,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

324

件名	千代田区駐車場整備計画改定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	昨年度に引き続き「千代田区駐車場整備計画」（平成15年改定）の改定に向けて外部委員会の運営補助などの必要な支援を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年6月13日付31千環景都発第45号 令和元年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 新宿区市谷本村町2-9
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,595,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

750

特命随意契約理由書

件名	(仮称) 千代田区ウォーカブルまちづくり戦略策定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>国土交通省では「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、ウォーカブルなまちづくりを共に推進する「ウォーカブル推進都市」を募集し、各種措置を講じている（千代田区はウォーカブル推進都市に令和3年5月に参画）。</p> <p>千代田区では、千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）において、骨格構造に回遊を楽しむ環境を充実させる骨格軸としてエリア回遊軸を設定し、テーマ別まちづくりにおいても人中心のウォーカブルなまちづくりを図ることを定めているところである。また、分野別計画である千代田区駐車場計画（令和3年7月策定）においても、ウォーカブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを定めている。</p> <p>そのような中、本業務は、区として千代田区の特性や魅力を踏まえ、どのようにウォーカブルなまちづくりを展開していくかの提言や検討を行う千代田区ウォーカブルまちづくり戦略検討会を効果的かつ効率的に運営するとともに、(仮称) 千代田区ウォーカブルまちづくり戦略の策定を支援するものである。</p>
選定理由	<p>下記業者は、ウォーカブルなまちづくりを進めるうえで欠かせない要素である「駐車場」に関して、千代田区において令和元年度から令和3年度までに実施した「駐車場整備計画改定支援業務」を通じて千代田区駐車場計画の策定支援を行った業者であり、国土交通省が発行している「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を作成した実績がある。</p> <p>また、東京都が実施したパーソントリップ調査の調査実務及び計画策定を担当した実績や、現在東京都が検討している「歩行者中心の道路空間の活用マニュアル」の作成を担当している実績がある。</p> <p>本業務は、上記内容に関する分析や最新の動向を踏まえ、提言・検討を行う検討会の運営を支援するとともに、千代田区ウォーカブルまちづくり戦略の体系の整理等の支援を行うものである。したがって、同一受託者以外の場合、これまでの経緯や最新の動向を踏まえた助言や検討ができない等、著しい支障が出ると考えられる。また、下記業者は、「駐車場整備計画改定支援業務」を通じて、区内のまちづくりの動向等に精通していることから、現状把握のための準備期間の短縮や、業務品質、経費面で有利である。なお、令和元年度から令和3年度の業務評価は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 10 月 8 日
※ 契約金額	5,676,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

249

特命随意契約理由書

件名	千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン策定支援及びウォークアブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>千代田区では、千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）において、骨格構造に回遊を楽しむ環境を充実させる骨格軸としてエリア回遊軸を設定し、テーマ別まちづくりにおいても人中心のウォークアブルなまちづくりを図ることを定めているところである。また、分野別計画である千代田区駐車場計画（令和3年7月策定）においても、ウォークアブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを定めている。</p> <p>本業務は、昨年に引き続き、区として千代田区の特性や魅力を踏まえ、どのようにウォークアブルなまちづくりを展開していくかの提言や検討を行う（仮称）千代田区ウォークアブルまちづくり戦略検討会を効果的かつ効率的に運営するとともに、千代田区ウォークアブルまちづくりデザインの策定を支援するものである。また、策定したデザインや地域課題、交通事情等を踏まえ、ウォークアブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施を支援するものである。</p>
選定理由	<p>下記業者は、ウォークアブルなまちづくりを進めるうえで欠かせない要素である「駐車場」に関して、千代田区において令和元年度から令和3年度までに実施した「駐車場整備計画改定支援業務」を通じて千代田区駐車場計画の策定支援を行った業者であり、国土交通省が発行している「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」を作成した実績がある。</p> <p>また、東京都が実施したパーソントリップ調査の調査実務及び計画策定を担当した実績や、現在東京都が検討している「歩行者中心の道路空間の活用マニュアル」の作成を担当している実績がある。</p> <p>本業務は、昨年度行われた検討会の内容を踏まえながら、引き続き検討会の運営を支援するものである。また、策定したデザインに基づきウォークアブルなまちづくりのパイロットプロジェクトの企画・実施をするものである。したがって、同一受託者以外の場合、これまでの経緯等を踏まえた助言や検討ができない等、著しい支障が出ると考えられる。また、現状把握のための準備期間の短縮や、業務品質、経費面で有利である。なお、令和3年度の業務評価は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和 4 年 4 月 / 日
※ 契約金額	7,997,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和4年4月1日の翌日から令和5年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

539

件名	ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>千代田区では、千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）において、骨格構造に回遊を楽しむ環境を充実させる骨格軸としてエリア回遊軸を設定し、テーマ別まちづくりにおいても人中心のウォーカブルなまちづくりを図ることを定めているところである。また、分野別計画である千代田区駐車場計画（令和3年7月策定）においても、ウォーカブルなまちづくりに寄与する駐車場のあり方を目指すことを定めている。</p> <p>本業務は、千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施及びウォーカブルなまちづくりに関する研究の支援をするものである。</p>
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年3月31日付4千環景都発256号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 継続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 一般財団法人計量計画研究所</p> <p>住所 新宿区市谷本村町2-9</p>
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,979,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

標準様式第3号（第12条関係）

要求水準等説明書

1 業務概要

(1) 業務名

ウォークアブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務

(2) 業務目的

本業務は、千代田区ウォークアブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォークアブルなまちづくりの取組みの企画・実施及びウォークアブルなまちづくりに関する研究の支援を目的とする。

(3) 業務内容

- ア 地域からの応募に基づくウォークアブルなまちづくりの取組みの実施（合計5件）
- イ 区主導のウォークアブルなまちづくりの取組みの企画・実施（1件）
- ウ ウォークアブルなまちづくりに関する研究支援
- エ 業務報告書の作成
- オ 打合せの実施
- カ その他、担当部署との協議により決定した事項

(4) 履行期限

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 提案限度価格

23,000,000円（税込み）

※この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(6) 想定スケジュール

- 令和5年度上期 ウォークアブルなまちづくりの取組み応募に向けた募集要項・審査基準等の作成、区主導のウォークアブルなまちづくりの取組み実施地域の検討、地域資源の実態整理
- 令和5年度下期 ウォークアブルなまちづくりの取組みの企画・実施・分析、地域資源の活用方法の検証
- 令和6年度 令和5年度の実施結果及びその分析を踏まえた取組みの企画・実施

(7) 継続業務（予定）

履行状況が良好な場合、令和6年度も契約を継続する。

(8) 成果品

ア 報告書 2部

イ 上記作成資料の電子データ（CD-ROMあるいはDVD-ROM） 一式

2 参加申込書等の作成様式等

(1) 参加申込書等の作成様式

以下の〔1〕～〔10〕の書類を1部提出すること。ただし、様式1～8は、千代田区ホームページからダウンロードしたものをを用いて作成すること。

〔1〕 参加申込書（様式1）

〔2〕 参加申込者の概要（様式2）

〔3〕 同種業務の実績（様式3）

〔4〕 千代田区から受託した業務の実績（様式4）

〔5〕 本業務の実施体制（様式5）

〔6〕 主任担当者及びその他の担当者の経歴等（様式6）

〔7〕 社会貢献等への取組み状況（様式7）

〔8〕 参考見積書（様式8）

〔9〕 貸借対照表（最も新しい会計年度のもの）

〔10〕 損益計算書（最も新しい会計年度のもの）

(2) 上記様式の配布期間

令和5年2月6日（月）午前9時から令和5年2月20日（月）午後5時まで

(URL : <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/proposal/>)

(3) 問合せ先

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課（担当：清岡、岡本）

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所5階

電話番号：03-5211-3612

電子メール：keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 参加申込書等の提出期限等

- (1) 提出期限
令和5年2月20日(月)午後5時
- (2) 提出場所
2(3)問合せ先に同じ
- (3) 提出方法
事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。
- (4) 提出部数
3部(A4判縦使い、両面印刷可)

4 本説明書に対する質問の提出期限等

- (1) 提出期限
令和5年2月13日(月)午後5時
- (2) 提出場所
2(3)問合せ先に同じ
- (3) 提出方法
様式9により、電子メールで提出すること。
なお、様式9は千代田区ホームページからダウンロードしたものを使用すること。
- (4) 回答方法
当該質問者に対して電子メールにより回答するとともに、千代田区ホームページにて公表する。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 提案者に要求される資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
 - イ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。
 - ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成7年9月1日7千総経発第92号)に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
 - エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
 - オ 経営不振の状態でないこと。
 - カ 地方公共団体からの委託により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。
 - キ 同様の業務の中で取組みの効果計測等を行った経験がある者を揃えること。

(2) 提案書提出者を選定するための基準

	評価項目	評価の視点	指標
組織評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、従業員数 等
	履行保証力	履行保証力の有無	貸借対照表、損益計算書 等
	業務執行技術力	本業務を遂行するために必要な知識・経験	平成 25 年度以降の同種業務の実績 等
	精通度	千代田区の地域特性の熟知度	千代田区における平成 25 年度以降の業務実績
	社会貢献等	社会貢献や地域貢献等の有無	社会貢献や地域貢献等の取組みの状況 等
担当者評価	主任担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	主任担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等
	その他の担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	その他の担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等

※同種業務とは、地方公共団体が発注したウォークアブルなまちづくりに関する受託業務をいう。

(3) 提案書提出者の選定予定数

上記(1) 資格要件及び(2) 提案書提出者を選定するための基準を満たす者を提案書提出者として選定するが、参加申込みが多数の場合は、評価の上位4社程度を提案書提出者として選定する。

(4) 提案書提出者として選定した者への通知

提案書提出者として選定した者に対しては、区から書面によりその旨を通知するとともに、提案書の提出要請書を送付する。(通知予定日：令和5年2月24日(金))

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加申込書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(千代田区の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する区の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 2(3) 問合せ先の窓口へ直接来訪し、口頭で請求する。
 - イ 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

7 提案書の作成要領

(1) 提案書の作成要領

ア テーマ

以下のテーマについて、提案者としての考え方や提案内容をまとめること。

- ・ウォーカブルなまちづくりの取組みに必要となる事項の整理・分析及び取組みの実施に当たっての課題・留意点についての整理
- ・ウォーカブルなまちづくりの取組みの実態調査実施及び分析における、取組みの日常化に向けた工夫
- ・ウォーカブルなまちづくりの取組みの実施地域選定に必要となる事項の整理・分析及び取組みの選定に当たっての課題・留意点についての整理
- ・ウォーカブルなまちづくりに関する研究に関する工夫
- ・ウォーカブルなまちづくりの取組み実施までの行程、本業務の実施スケジュール

イ 用紙等

(ア) 用紙

A 3判横使い片面印刷とし、左上をホチキス留めすること

(イ) 頁数

4頁以内とすること（表紙を付ける場合、表紙を含めて4頁以内とすること）

(ウ) 部数

正本1部、副本9部を作成すること

(エ) 備考

カラー印刷可

(2) 作成上の留意事項

- ・審査は匿名で実施するため、社名やロゴなど提案者が分かるような記載は不可とする。提案者が分かる記載があった場合、審査を行わないことがある。
- ・提案書は折らずに提出すること。

(3) 問合せ先

2 (3) 問合せ先に同じ

8 提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年3月23日（木）午後5時

(2) 提出場所

2 (3) に同じ

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。

9 提案書を採用するための評価基準

(1) 最優秀提案者の選定

本説明書に定める評価基準に基づき、提案書等を評価し、評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。評価点の合計が同点である場合は、プロポーザル委員会の委員長が最優秀提案者を選定する。

また、応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、合格基準点（評価点合計の6割）を設定する。

なお、最優秀提案者が5（1）資格要件を喪失した場合や業務の仕様について合意ができない等の場合には、区は、評価順位が次順位のものを最優秀提案者として手続きを行うことができる。

(2) 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
提案内容等評価	現状把握	<ul style="list-style-type: none"> 近年のウォーカブルなまちづくりに関する状況の変化や国及び東京都のウォーカブルなまちづくりの施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 	10点
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が優れているか（テーマ） <ul style="list-style-type: none"> ウォーカブルなまちづくりの取組みに必要となる事項の整理・分析及び取組みの実施に当たっての課題・留意点についての整理 ウォーカブルなまちづくりの取組みの実態調査実施及び分析における、取組みの日常化に向けた工夫 ウォーカブルなまちづくりの取組みの実施地域選定に必要となる事項の整理・分析及び取組みの選定に当たっての課題・留意点についての整理 ウォーカブルなまちづくりに関する研究に関する工夫 ウォーカブルなまちづくりの企画・実施までの行程、本業務の実施スケジュール 	45点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は実現可能なものであるか 提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 	5点
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 	5点
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は説得力があり、分かりやすいか 説明は論理的であり、説得力があるか 	20点
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的や意義を十分に理解しているか 本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 	15点
計			100点

(3) プレゼンテーション審査

提案書の内容について、令和5年3月下旬頃を目途にプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの具体的な日時は、提案書提出者の選定後、個別に通知する。

なお、プレゼンテーションは（様式5及び様式6）で届け出た主任担当者が行うこととする。

10 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、区に対して不採用理由についての説明を求められることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 2(3)問合せ先の窓口へ直接来訪し、口頭で請求する。
 - イ 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案書提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション審査への出席に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加申込書は返却しない。
- (5) 提案書が採用されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなす。

なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 様式5及び様式6に記載した主任担当者及びその他の担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 選定の透明性を確保するため、必要な限度で提案者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

公募型プロポーザルによる選定結果

- 1 業務名
ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務
- 2 業務内容
千代田区ウォーカブルまちづくりデザインに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施及びウォーカブルなまちづくりに関する研究の支援を行う。
- 3 所管課の名称及び所在地
環境まちづくり部 景観・都市計画課
東京都千代田区九段南一丁目2番1号
- 4 採否の決定した日
令和5年3月31日（金）
- 5 審査委員の構成
まちづくり担当部長 ◎
環境まちづくり総務課長
地域まちづくり課長
景観・都市計画課長（兼務 ウォーカブル推進担当課長）
有識者
◎：委員長
- 6 プロポーザル参加者名（50音順）
 - ・一般財団法人計量計画研究所
 - ・中央復建コンサルタンツ株式会社 東京本社
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社
- 7 最終被選定者の名称及び所在地
一般財団法人計量計画研究所
代表理事 岸井 隆幸
- 8 審査結果一覧
下記「審査結果一覧」のとおり

審査結果一覧 : ウォーカブルなまちづくりの取組みの企画・実施支援及び研究支援業務

評価項目	評価の視点	配点	A 社	B 社	C 社	
提案内容評価	現状把握	・近年のウォーカブルなまちづくりに関する状況の変化や国及び東京都のウォーカブルなまちづくりの施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 50点 (10点×5名)	40	34	38	
	提案内容	・提案内容が優れているか				
		(テーマ1) ウォーカブルなまちづくりの取組みに必要となる事項の整理・分析及び取組みの実施に当たっての課題・留意点についての整理	250点 (50点×5名)	165	171	169
		(テーマ2) ウォーカブルなまちづくりの取組みの実態調査実施及び分析における、取組みの日常化に向けた工夫				
		(テーマ3) ウォーカブルなまちづくりの取組みの実施地域選定に必要となる事項の整理・分析及び取組みの選定に当たっての課題・留意点についての整理				
		(テーマ4) ウォーカブルなまちづくりに関する研究に関する工夫				
	(テーマ5) ウォーカブルなまちづくりの取組み実施までの行程、本業務の実施スケジュール					
	実現性	・提案内容は実現可能なものであるか ・提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 25点 (5点×5名)	19	15	16	
コスト	・提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 25点 (5点×5名)	15	15	15		
プレゼンテーション	・提案書は説得力があり、分かりやすいか ・説明や受答えは論理的であり、説得力があるか 75点 (15点×5名)	59	59	61		
総合評価	・本業務の目的や意義を十分に理解しているか ・本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 75点 (15点×5名)	52	45	49		
合計		500点	350	339	348	
		順位	1位	3位	2位	

特命随意契約理由書

540

件名	千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」を基に、令和4年6月には「千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。 本業務は、千代田区都市計画マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換して地域の共通認識を築く、まちづくりの合意形成の場のあり方・体制について提言や検討を行う千代田区まちづくりプラットフォーム検討会（以下「検討会」という）を効果的かつ効率的に運営するとともに、地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に関する最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行い、まちづくりプラットフォームのあり方策定作業を支援することを目的とする。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年4月3日付5千環景都発2号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 新宿区市谷本村町2-9
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 3 日
※ 契約金額	11,396,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

要求水準等説明書

1 業務概要

(1) 業務名

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務

(2) 業務目的

本業務は、千代田区都市計画マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換して地域の共通認識を築く、まちづくりの合意形成の場のあり方・体制について提言や検討を行う千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会（以下「検討会」という）を効果的かつ効率的に運営するとともに、地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に関する最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行い、まちづくりプラットフォームのあり方（以下「あり方」という）策定作業を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

- ア あり方素案（案）に基づくまちづくりプラットフォームの実証実験の企画・実施
- イ 検討会の運営支援
- ウ 庁内検討会の運営支援
- エ あり方策定支援
- オ まちづくり推進の手引の作成
- カ まちづくりに関するデータベースの構築
- キ 打ち合わせ協議
- ケ その他、担当部署との協議により決定した事項

(4) 履行期限

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 提案限度価格

11,400,000円（税込み）

※この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(6) 想定スケジュール

令和5年度上期 第4回庁内検討会・検討会の開催、実証実験の企画・実施、

令和5年度下期 第5回・第6回庁内検討会・検討会の開催、まちづくり推進の手引の作成、まち

づくりに関するデータベースの構築、パブリックコメントの実施、あり方の策定

(7) 継続業務（予定）

履行状況が良好な場合、令和6年度も契約を継続する。

(8) 成果品

- ア あり方まとめ 100部
- イ あり方概要版 100部
- ウ まちづくり推進の手引き 100部
- エ まちづくりに関するデータベースに掲載する電子データ 一式
- オ 報告書 2部
- カ 上記作成資料の電子データ（CD-ROMあるいはDVD-ROM） 一式

2 参加申込書等の作成様式等

(1) 参加申込書等の作成様式

以下の〔1〕～〔10〕の書類を1部提出すること。ただし、様式1～8は、千代田区ホームページからダウンロードしたものをを用いて作成すること。

- 〔1〕 参加申込書（様式1）
- 〔2〕 参加申込者の概要（様式2）
- 〔3〕 同種業務の実績（様式3）
- 〔4〕 千代田区から受託した業務の実績（様式4）
- 〔5〕 本業務の実施体制（様式5）
- 〔6〕 主任担当者及びその他の担当者の経歴等（様式6）
- 〔7〕 社会貢献等への取組み状況（様式7）
- 〔8〕 参考見積書（様式8）
- 〔9〕 貸借対照表（最も新しい会計年度のもの）
- 〔10〕 損益計算書（最も新しい会計年度のもの）

(2) 上記様式の配布期間

令和5年2月10日（金）から令和5年2月24日（金）午後5時まで

(URL : <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/proposal/>)

(3) 問合せ先

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課（担当：清岡、岡本）

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所5階

電話番号：03-5211-3612

電子メール：keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

3 参加申込書等の提出期限等

- (1) 提出期限
令和5年2月24日(金)午後5時
- (2) 提出場所
2(3)問合せ先に同じ
- (3) 提出方法
事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。
- (4) 提出部数
3部(A4判縦使い、両面印刷可)

4 本説明書に対する質問の提出期限等

- (1) 提出期限
令和5年2月17日(金)午後5時
- (2) 提出場所
2(3)問合せ先に同じ
- (3) 提出方法
様式9により、電子メールで提出すること。
なお、様式9は千代田区ホームページからダウンロードしたものを使用すること。
- (4) 回答方法
当該質問者に対して電子メールにより回答するとともに、千代田区ホームページにて公表する。

5 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 提案者に要求される資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
 - イ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。
 - ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領(平成7年9月1日7千総経発第92号)に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
 - エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱(平成23年8月26日23千政契担発第71号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
 - オ 経営不振の状態でないこと。
 - カ 地方公共団体からの委託により、同様の業務を行った実績があり、具体的な提案が行えること。
 - キ 同様の業務の中で取組みの効果計測等を行った経験がある者を揃えること。

(2) 提案書提出者を選定するための基準

	評価項目	評価の視点	指標
組織評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、従業員数 等
	履行保証力	履行保証力の有無	貸借対照表、損益計算書 等
	業務執行技術力	本業務を遂行するために必要な知識・経験	平成 25 年度以降の同種業務の実績 等
	精通度	千代田区の地域特性の熟知度	千代田区における平成 25 年度以降の業務実績
	社会貢献等	社会貢献や地域貢献等の有無	社会貢献や地域貢献等の取組みの状況 等
担当者評価	主任担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	主任担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等
	その他の担当者	本業務の遂行に必要な経験及び能力	その他の担当者の実績、経験年数、資格、手持ち業務 等

※同種業務とは、地方公共団体が発注した、地域と連携したまちづくりの取組みに関する業務や地域の課題解決に向けた社会実験、まちづくりのデータベースの構築等、まちづくりの合意形成に関する受託業務をいう。

(3) 提案書提出者の選定予定数

上記(1) 資格要件及び(2) 提案書提出者を選定するための基準を満たす者を提案書提出者として選定するが、参加申込みが多数の場合は、評価の上位4社程度を提案書提出者として選定する。

(4) 提案書提出者として選定した者への通知

提案書提出者として選定した者に対しては、区から書面によりその旨を通知するとともに、提案書の提出要請書を送付する。(通知予定日：令和5年3月1日(水))

6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加申込書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(千代田区の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する区の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、区長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 2(3) 問合せ先の窓口 directly 来訪し、口頭で請求する。
 - イ 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

7 提案書の作成要領

(1) 提案書の作成要領（様式任意）

ア テーマ

以下のテーマについて、提案者としての考え方や提案内容をまとめること。

- ・まちづくりの合意形成に必要となる事項の整理・分析及びあり方策定に当たっての課題等についての整理
- ・あり方素案（案）に基づくまちづくりプラットフォームの実証実験及びその分析に関する工夫
- ・まちづくり推進の手引作成に関する工夫
- ・まちづくりに関するデータベースの構築に関する工夫
- ・あり方策定までの行程、本業務の実施スケジュール

イ 経費見積書（直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、その他）

「1 業務概要(3) 業務内容」に示す各業務内容で想定している金額が分かるようにすること。

ウ 用紙等

(ア) 用紙

A3判横使い片面印刷とし、左上をホチキス留めすること

(イ) 頁数

4頁以内とすること（表紙を付ける場合、表紙を含めて4頁以内とすること）

(ウ) 部数

正本1部、副本9部を作成すること

(エ) 備考

カラー印刷可

(2) 作成上の留意事項

- ・審査は匿名で実施するため、社名やロゴなど提案者が分かるような記載は不可とする。提案者が分かる記載があった場合、審査を行わないことがある。
- ・提案書は折らずに提出すること。

(3) 問合せ先

2(3) 問合せ先に同じ

8 提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年3月24日（金）午後5時

(2) 提出場所

2(3) に同じ

(3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、直接持参すること。

9 提案書を採用するための評価基準

(1) 最優秀提案者の選定

本説明書に定める評価基準に基づき、提案書等を評価し、評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。評価点の合計が同点である場合は、プロポーザル委員会の委員長が最優秀提案者を選定する。

また、応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、合格基準点（評価点合計の6割）を設定する。

なお、最優秀提案者が5（1）資格要件を喪失した場合や業務の仕様について合意ができない等の場合には、区は、評価順位が次順位のものを最優秀提案者として手続きを行うことができる。

(2) 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
提案内容等評価	現状把握	<ul style="list-style-type: none"> 近年のまちづくりの合意形成に関する状況の変化や国及び東京都のまちづくりの合意形成に関する施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 	10点
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容が、創造性に富み、優れているか（テーマ） <ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に必要な事項の整理・分析、あり方策定に当たっての課題及び既存の考え方にとらわれない先進的な解決策等についての整理 あり方素案（案）に基づくまちづくりプラットフォームの実証実験、その分析及びあり方策定への反映に関する工夫 区民等に利用されるまちづくり推進の手引の作成に関する工夫 区民等に利用されるまちづくりに関するデータベースの構築に関する工夫 あり方策定までの行程、本業務の実施スケジュール 	50点
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は実現可能なものであるか 提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 	5点
	コスト	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 	5点
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 提案書は説得力があり、分かりやすいか 説明は論理的であり、説得力があるか 	15点
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的や意義を十分に理解しているか 本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 	15点
	計		

(3) プレゼンテーション審査

提案書の内容について、令和5年3月下旬を目途にプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションの具体的な日時は、提案書提出者の選定後、個別に通知する。

なお、プレゼンテーションは（様式5及び様式6）で届け出た主任担当者が行うこととする。

10 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、区に対して不採用理由についての説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 不採用理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 2(3)問合せ先の窓口へ直接来訪し、口頭で請求する。
 - イ 受付時間 千代田区役所開庁日の午前9時から午後5時まで

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案書提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション審査への出席に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加申込書は返却しない。
- (5) 提案書が採用されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書に明記することとする。返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなす。

なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 様式5及び様式6に記載した主任担当者及びその他の担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 選定の透明性を確保するため、必要な限度で提案者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

公募型プロポーザルによる選定結果

1 業務名

千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務

2 業務内容

千代田区都市計画マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換して地域の共通認識を築く、まちづくりの合意形成の場のあり方・体制について提言や検討を行う千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討会を効果的かつ効率的に運営するとともに、地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に関する最新の動向や区の現状・課題を把握し、必要なデータの収集・分析や助言・資料作成等を行い、まちづくりプラットフォームのあり方策定作業を支援する。

3 所管課の名称及び所在地

環境まちづくり部 景観・都市計画課
東京都千代田区九段南一丁目2番1号

4 採否の決定した日

令和5年4月3日（月）

5 審査委員の構成

まちづくり担当部長 ◎
環境まちづくり総務課長
地域まちづくり課長
景観・都市計画課長（兼務 ウォーカブル推進担当課長）
有識者
◎：委員長

6 プロポーザル参加者名（50音順）

- ・一般財団法人計量計画研究所
- ・株式会社梵まちづくり研究所
- ・有限責任監査法人トーマツ

7 最終被選定者の名称及び所在地

一般財団法人計量計画研究所
代表理事 岸井 隆幸

8 審査結果一覧表

下記「審査結果一覧」のとおり

審査結果一覧：千代田区まちづくりプラットフォームのあり方検討・策定支援業務

評価項目	評価の視点	配点	A社	B社	C社	
提案内容評価	現状把握	・近年のまちづくりの合意形成に関する状況の変化や国及び東京都のまちづくりの合意形成に関する施策の動向をふまえた現状や千代田区の地域特性を十分に把握・理解しているか 50点 (10点×5名)	30	38	32	
	提案内容	・提案内容が、創造性に富み、優れているか				
		(テーマ1)地域の関係者間におけるまちづくりの合意形成に必要な事項の整理・分析、あり方策定に当たっての課題及び既存の考え方にとられない先進的な解決策等についての整理				
		(テーマ2)あり方素案(案)に基づくまちづくりプラットフォームの実証実験、その分析及びあり方策定への反映に関する工夫				
		(テーマ3)区民等に利用されるまちづくり推進の手引の作成に関する工夫	250点 (50点×5名)	192	177	170
		(テーマ4)区民等に利用されるまちづくりに関するデータベースの構築に関する工夫				
	(テーマ5)あり方策定までの行程、本業務の実施スケジュール					
	実現性	・提案内容は実現可能なものであるか ・提案内容に対してスケジュールや推進体制は妥当であるか 25点 (5点×5名)	15	15	15	
	コスト	・提案内容に対して見積金額・内訳は妥当であるか 25点 (5点×5名)	16	15	15	
プレゼンテーション	・提案書は説得力があり、分かりやすいか ・説明は論理的であり、説得力があるか 75点 (15点×5名)	52	50	52		
総合評価	・本業務の目的や意義を十分に理解しているか ・本業務に対する意欲があり、必要な資質を備えているか 75点 (15点×5名)	50	56	48		
合計		500点	355	351	332	
		順位	1位	2位	3位	

神田警察通りⅡ期工事について

NO.	年度	日付	意思形成過程				工事状況						
			区分	内容	決裁区分	関係部署等	区 従事者	工種	予定時間 実施時間	予定	実績	理由	蓄備委託費
1	令和5年度	2月27日	議決	Ⅱ期工事の補正予算議決 (令和5年度-6年度債務負担)	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部財政課							
2		2月28日	起案	Ⅱ期工事の契約変更起工書	乙決裁	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部契約課							
3		3月11日	—	仮処分決定	—	決定：東京地方裁判所 環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部総務課							
4		3月14日	議決	Ⅱ期工事の契約変更議決	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部契約課							
5		3月15日	契約 変更	Ⅱ期工事の契約変更	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部契約課							
6		3月15日	—	次回工事（道路植栽工）決定	—	環境まちづくり部 道路公園課							
7		3月26日	起案	保安業務の委託について	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課							
8	令和6年度	4月1日	契約 締結	保安業務の契約締結 支出限度額：9,796,710円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部契約課							
9		4月1日	起案	法的支援業務の委任契約について (保全異議申立事件)	丙決裁	環境まちづくり部 道路公園課							
10		4月1日	契約 締結	法的支援業務の委任契約 着手金：120,000円 報酬金等上限額：83,000円	—	環境まちづくり部 道路公園課 政策経営部契約課							
11		4月9日					8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:30～6:00 20:30～1:00	7本	7本	—	未清算
12		4月10日					7名	道路植栽工 (高木伐採)	20:30～6:00 20:30～24:00	7本	2本	妨害行為により中止	
13		4月11日					8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:30～6:00 20:30～3:00	6本	1本	妨害行為により中止	
14		4月12日					8名	道路植栽工 (高木伐採)	20:30～6:00 20:30～3:30	8本	1本	妨害行為により中止	

街路樹状況図



ウォーカブルなまちづくりの取組みについて (プレイスメイキング等の実証実験について)

千代田区都市計画マスタープランが示す将来像「つながる都心」の実現に向け、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定した。

今年度も道路等のパブリック空間を、地域課題等に応じた居心地のよい場所へとする実証実験を行い、地域の人たちにどのような影響があるか、車や人の流れにどのような変化が起きるか等を検証する。

1 令和5年度実証実験の報告について 公募（5件）

区分	取組名称	実施時期	取組内容
A	防災プレイストリート 神田富山町 2023	9月23日 (土・祝)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震体験車やはしご車などを設置して体験乗車を行い、初期消火訓練として水消火器を用いた体験を実施。 ● 道路への落書きなど子どもの遊び場スペースを設け、賑わいを創出。
A	Belinda Lounge と ウォーカブルキッズマップを作る	11月10日(金) 11月24日(金) 12月8日(金) 12月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の親子を対象に、公園利用の際のポイントを記載したウォーカブルキッズマップ（東郷元帥記念公園・五番町児童遊園・外濠公園・千鳥ヶ淵公園）を作成し、子どもが安全で楽しく遊べる環境を創出。 ● 公園で子どもが遊ぶ様子を観察したのち、参加者での意見交換を行い、マップを作成。
B	なんだかんだ2	11月3日 (金・祝)	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路上に敷いた畳の上でのイベントの実施や提灯を設置するなど様々なコンテンツを用意し、滞留空間を創出。 ● イベント開催に向けた公開型の交流会やプロセスについてまとめた展覧会を開催し、交流の場を創出。
B	草の根の市民活動を つなぐ、創造性があふれる 屋外コミュニティ・スペース	12月17日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 東郷記念元帥公園において、団体の活動発表の場やイス・テーブルを設置してくつろげるスペースを設け、交流の場を創出。 ● 焼き芋や木育ワークショップなど体験できるブースを設置。

※まちのうらにわプロジェクト（区分B）は、開催に至りませんでした。

区主導

取組名称(開催場所)	実施時期	取組内容
ちよだウォーカブルチャレンジ 道路で遊ぼう！ (神田ふれあい通り)	1月20日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や車にお絵描きを行うお絵かきコーナーや様々な遊具で遊ぶ遊具コーナー、ボールや平均台を使って体を動かす運動コーナー、手作りの缶バッチを作るコーナーを設け、子どもの遊び場を創出。 ● 沿道店舗からテイクアウトをして休憩できるよう椅子と机を設置し、くつろげるようなスペースを用意。

2 令和6年度実証実験の募集について

(1) 公募期間

令和6年3月20日(水)～令和6年5月8日(水)

(2) 活動の採択数

5件(モデル活動A：2件、モデル活動B：3件)

(3) 活動の支援内容

- 1 実施場所確保に関する関係者との調整・相談・コーディネート協力(当日運営や準備は除く)
- 2 活動費用の支援(上限額50万円(税込))
- 3 区広報紙やHP、SNSでの情報発信
- 4 活動の効果測定等の支援
- 5 実証実験の結果報告作成の支援

※4・5は、モデル活動Aのみ

地域まちづくりの動向

地域別まちづくりの推進

秋葉原地域

- 外神田一丁目南部地区 A
- 秋葉原駅前東地区 B

飯田橋・富士見地域

- 飯田橋駅東地区 C
- 飯田橋駅中央地区 D
- 富士見二丁目3番地区 E
- 飯田橋3-9周辺地区 F
- J R 飯田橋駅改良事業
- 東京メトロ東西線輸送改善事業

神田駿河台地域

- 神田小川町三丁目西部南地区 G
- 小川広場 1
- J R 御茶ノ水駅改良事業等
(聖橋口広場整備・バリアフリー化)
- お茶の水橋長寿命化修繕工事

神田駅周辺地域

- 神田錦町三丁目南部東地区 H
- 神田駅西口地区 I
- 鍛冶町二丁目地区 J
- 内神田一丁目地区 K
- 学会館 2
- 神田警察通り道路整備事業
- 多町大通り(南)周辺地区電線類地中化事業

地区の計画等の検討

九段下・竹橋駅周辺地域

- 九段南一丁目地区 N
- 環状一号線道路整備事業

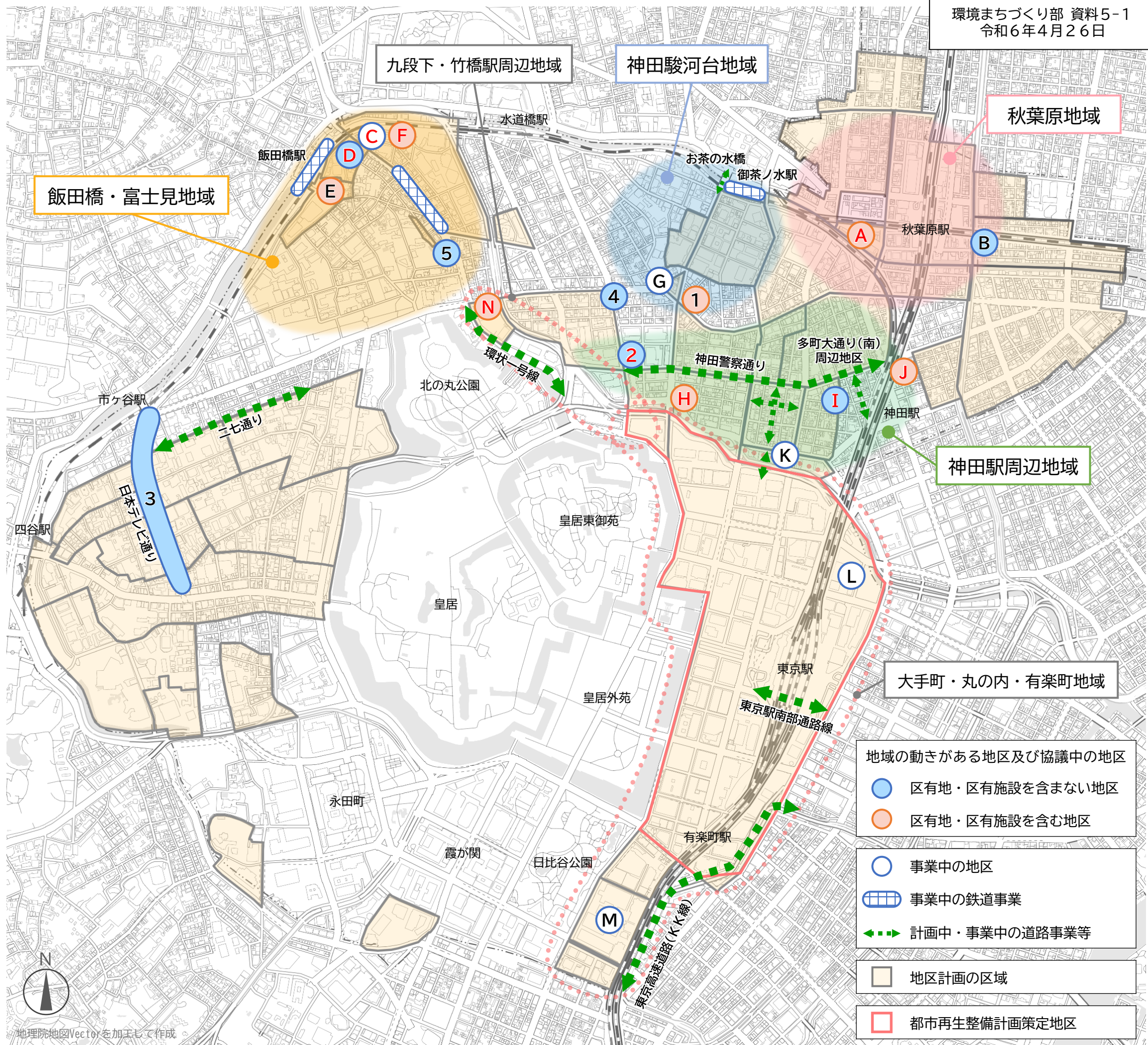
その他の地域

- 日本テレビ通り沿道 3
- 神保町地域 4
- グラパレ跡地 5

大手町・丸の内・有楽町地域

- 大手町二丁目常盤橋地区(連鎖4次) L
- 内幸町一丁目地区 M
- 東京駅南部通路線
- 東京高速道路(K K線)

英字 市街地再開発事業(検討中含む)
数字 その他
赤字 区道廃止を伴うプロジェクト



地域の動きがある地区及び協議中の地区

- 区有地・区有施設を含まない地区
- 区有地・区有施設を含む地区
- 事業中の地区
- ▨ 事業中の鉄道事業
- ←→ 計画中・事業中の道路事業等
- 地区計画の区域
- 都市再生整備計画策定地区



地理院地図Vectorを加工して作成

市街地再開発事業等諸元一覧

地区名	A 外神田一丁目南部地区	B 秋葉原駅前東地区	C 飯田橋駅東地区	D 飯田橋駅中央地区	E 富士見二丁目3番地区	F 飯田橋3-9周辺地区	G 神田小川町三丁目西部南地区
所在地	外神田一丁目	神田平河町, 神田佐久間町二丁目	飯田橋三丁目	飯田橋四丁目, 富士見二丁目	富士見二丁目	飯田橋三丁目	神田小川町三丁目
段階	都市計画決定	検討中	事業中	都市計画決定	都市計画決定	検討中	事業中
都市計画手法等	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画 街並み再生地区, 街並み再生方針	第一種市街地再開発事業 高度利用地区	第一種市街地再開発事業 高度利用地区	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画	未定	第一種市街地再開発事業 高度利用地区
区域面積	約1.7ha	約0.6ha	約0.7ha	約1.1ha	約0.5ha	約0.8ha	約0.6ha
内訳	宅地等 約7,280㎡ 道路等 約9,630㎡	宅地等 約4,270㎡ 道路等 約1,880㎡	宅地等 約3,690㎡ 道路等 約2,870㎡	宅地等 約7,000㎡ 道路等 約4,000㎡	宅地等 約4,300㎡ 宅地等 約700㎡	宅地等 約5,830㎡ 道路等 約1,960㎡	宅地等 約2,400㎡ 道路等 約3,500㎡
用途地域 (指定容積率)	商業地域(800%, 600%)	商業地域(800%, 500%)	商業地域(800%)	商業地域(700%, 500%) 第二種住居地域(400%)	商業地域(500%) 第二種住居地域(400%)	商業地域(500%)	商業地域(700%, 600%, 500%)
計画	容積率	1,250%	未定	1,100%	1250%(A街区1500%, B街区600%)	850%	未定
	延床面積	115,950㎡	未定	約45,700㎡	A街区約74,450㎡, B街区約25,530㎡	約46,200㎡	未定
	最高高さ	170m	未定	130m	A街区150m, B街区100m	130m	未定
	用途	事務所, 店舗, 宿泊, 集会所	未定	事務所, 店舗, 住宅 子育て支援施設	A街区 事務所, 店舗, 駐車場等 B街区 住宅, 店舗, 駐車場等	事務所, 店舗, 共同住宅 子育て支援施設, 公共施設	未定
組織化状況	準備組合	準備組合	法定組合	準備組合	準備組合	協議会	法定組合
事業協力者等	野村不動産㈱	住友不動産㈱	三菱地所㈱, 三菱地所レジデンス㈱ 大和ハウス工業㈱, 清水建設㈱	野村不動産㈱, 大成建設㈱	前田建設工業㈱	未定	日鉄興和不動産㈱ 三菱地所㈱, 三菱地所レジデンス㈱
区域内の 区有施設	千代田万世会館, 千代田清掃事務所 旧万世橋出張所・区民会館	-	-	-	旧富士見福祉会館	清掃車庫(車庫棟・管理棟) 旧飯田橋保育園・職員住宅 公共用地, 飯田橋自転車保管場所	-
公共施設	廃道宅地化	-	廃道付け替え	廃道付け替え	-	未定	-
スケジュール	令和5年10月都市計画決定(地区計画) 令和6年3月都市計画決定 (市街地再開発事業)	令和6年度都市計画提案予定	令和4年10月組合設立	令和5年12月都市計画決定(地区計画) 令和6年3月都市計画決定 (市街地再開発事業)	令和4年10月都市計画決定	未定	令和5年5月組合設立
令和6年度 予定	組合設立に向けた調整	都市計画手続き予定	権利変換認可, 事業着手に向けた調整	組合設立に向けた調整	組合設立認可手続き中	事業内容の調整	権利変換認可, 事業着手に向けた調整

地区名	H 神田錦町三丁目南部東地区	I 神田駅西口地区	J 鍛冶町二丁目地区	K 内神田一丁目南部地区	L 大手町二丁目常盤橋地区	M 内幸町一丁目地区	N 九段南一丁目地区(北街区)
所在地	神田錦町三丁目	内神田二丁目, 三丁目	鍛冶町二丁目	内神田一丁目	大手町二丁目・中央区八重洲一丁目	内幸町一丁目	九段南一丁目
段階	検討中	検討中	検討中	工事中	工事中	工事中	都市計画決定
都市計画手法等	第一種市街地再開発事業	第一種市街地再開発事業	未定	第一種市街地再開発事業(非都市計画) 都市再生特別地区(国家戦略)	第一種市街地再開発事業(非都市計画) 都市再生特別地区(国家戦略)	特定街区 再開発等促進区を定める地区計画	第一種市街地再開発事業 再開発等促進区を定める地区計画
区域面積	約2.9ha	約5.7ha	約4.3ha	約1.0ha	約3.1ha	約6.5ha	約1.0ha
内訳	宅地等 約14,825㎡ 道路等 約14,775㎡	宅地等 約38,140㎡ 道路等 約19,120㎡	宅地等 約27,900㎡ 道路等 約15,200㎡	宅地等 約5,100㎡ 道路等 -	宅地等 約31,400㎡ 道路等 -	宅地等 約65,000㎡ 道路等 -	宅地等 約4,760㎡ 道路等 約5,020㎡
用途地域 (指定容積率)	商業地域(700%, 600%)	商業地域(700%, 600%)	商業地域(800%, 600%)	商業地域(800%)	商業地域(1300%)	商業地域(900%)	商業地域(700%)
計画	容積率	未定	未定	1,400%	1,860%	北地区1,340% 中地区1,320% 南地区1,340%	1,250%
	延床面積	未定	未定	約85,200㎡	約740,000㎡	約1,100,000㎡	約82,200㎡
	最高高さ	未定	未定	130m	390m	230m	170m
	用途	未定	未定	事務所, 貢献施設, 店舗, 駐車場	事務所, 店舗, 駐車場, 変電所, 下水ポンプ場等	ホテル, 宴会場, オフィス, 商業, サービスアパートメント, 音楽ホール等	事務所, 店舗, 公共公益施設, 駐車場等
組織化状況	準備組合	準備組合	勉強会	-	-	-	準備組合
事業協力者等	安田不動産㈱, UR都市機構	NTT都市開発㈱	未定	三菱地所㈱	三菱地所㈱	(北地区)三井不動産㈱ (中地区)NTT都市開発㈱ (南地区)中央日本土地建物㈱	住友不動産㈱
区域内の 区有施設	ちよだプラットフォームスクウェア	-	旧今川中学校	-	-	-	区営九段住宅 九段生涯学習館
公共施設	廃道付け替え(予定)	未定	未定	-	-	-	廃道付け替え(一部宅地化)
スケジュール	未定	未定	未定	令和4年度工事着工 令和7年度工事完了予定	平成29年4月工事着工 令和9年度工事完了予定	令和19年度全体完成予定	令和5年12月都市計画決定(地区計画) 令和6年3月都市計画決定 (市街地再開発事業)
令和6年度 予定	事業内容の調整	事業内容の調整	事業内容の調整	事業継続	事業継続	事業継続	組合設立に向けた調整

※計画内容等については、今後変更となる可能性があります。

各地域のまちづくり(都市計画手続き以降の地区)

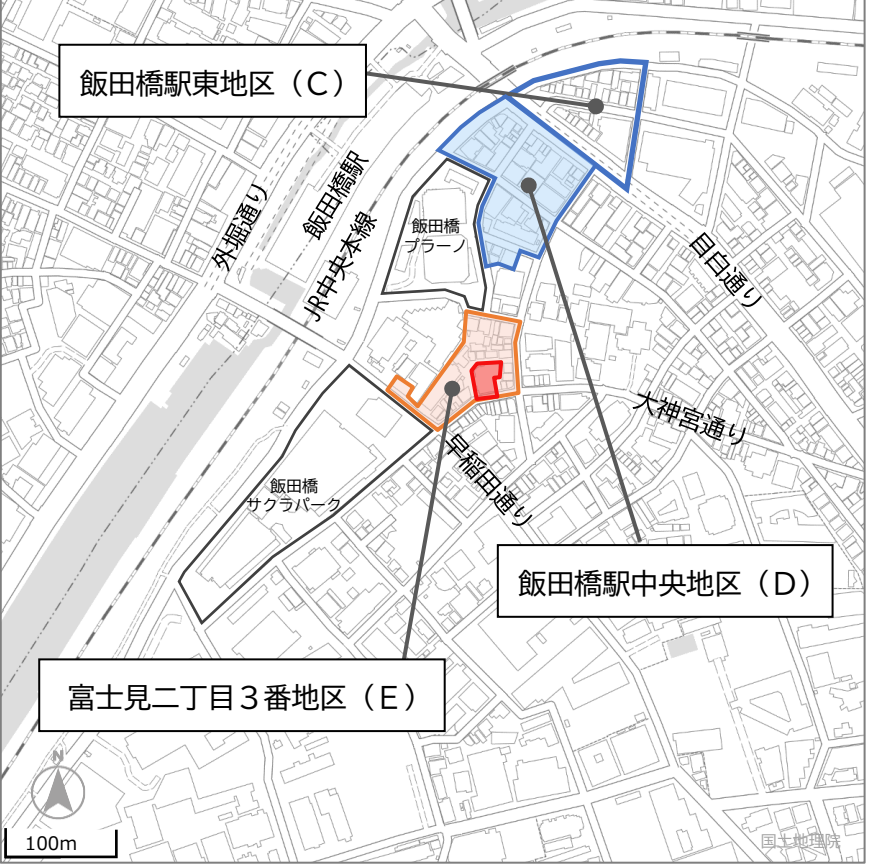
 区有地・区有施設を含まない地区
 区有地・区有施設を含む地区
 区有地
 事業中

環境まちづくり部 資料5-3
令和6年4月26日

秋葉原地域



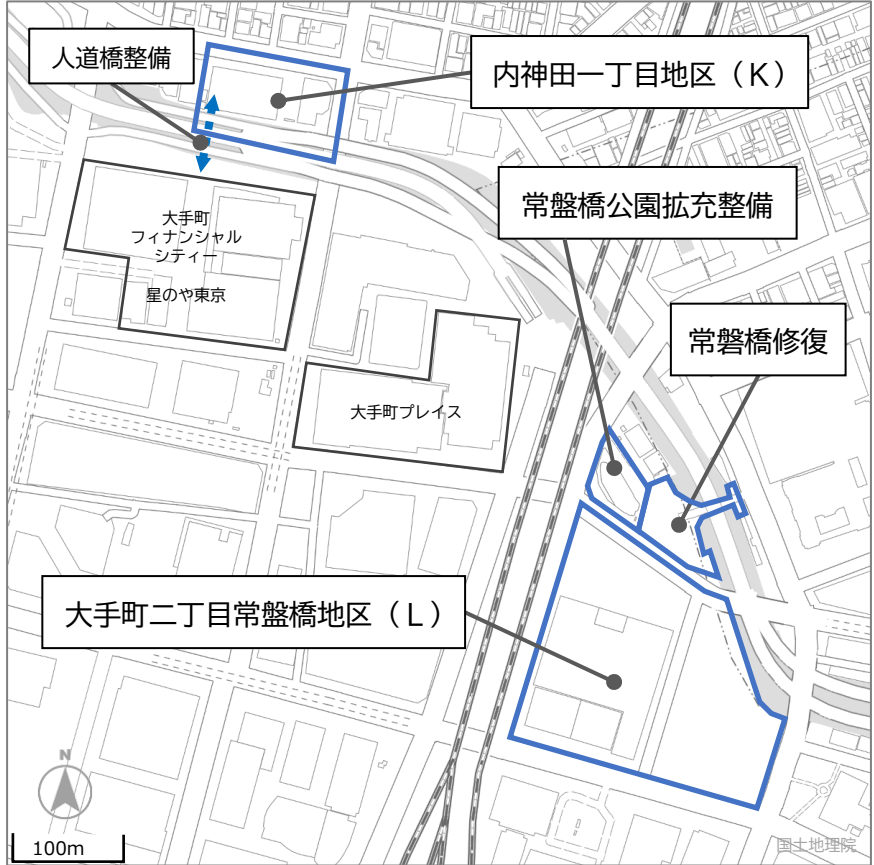
飯田橋・富士見地域



神田駿河台地域



大手町・丸の内・有楽町地域



日比谷・内幸町地域



九段下・竹橋駅周辺地域

